

第2回 旭川市GX懇談会

ゾーニングマップ(途中経過) について

目次

1.ゾーニングマップの作成について 3

- (1)ゾーニングの目的
- (2)対象範囲及び再エネの種類
- (3)調査の流れ
- (4)マップ作成の手順

2.考慮すべき環境配慮事項の整理 7

- (1)関係する現行法令・規則等の整理
- (2)市域への該当性

3.ゾーニングの手法 14

- (1)エリアの設定
- (2)エリア区分の条件
- (3)ゾーニングの流れ
- (4)情報の地図化の考え方

4.ゾーニング情報(レイヤー)の整理 18

- (1)保全エリアの情報
- (2)保全エリアの情報の重ね合わせ

5.ゾーニングマップ(途中経過) 20

- (1)太陽光発電ゾーニングマップ
- (2)陸上風力発電ゾーニングマップ
- (3)地域特性を踏まえたエリア区分について(二次ゾーニングにむけた課題整理)

6.今後のスケジュール 31

参考 33

1 ゾーニングマップの作成について

(1) ゾーニングの目的

無秩序な開発を抑制し、自然環境や生活環境を守りながら、再エネを導入して脱炭素化を実現する。

脱炭素化にむけた
再エネの導入が必要

無秩序な開発は
ダメ！

ゾーニングの実施

地域と共生する再エネの
適切な誘導

Q そもそもゾーニングとは？

A 再エネを導入していいエリア、
ダメなエリアを区分することです

川の近くは大雨の
時に危ないかも



住宅の近くは
避けるべき

保全
エリア

事業可能
エリア

調整
エリア

ゾーニングのイメージ

1 ゾーニングマップの作成について

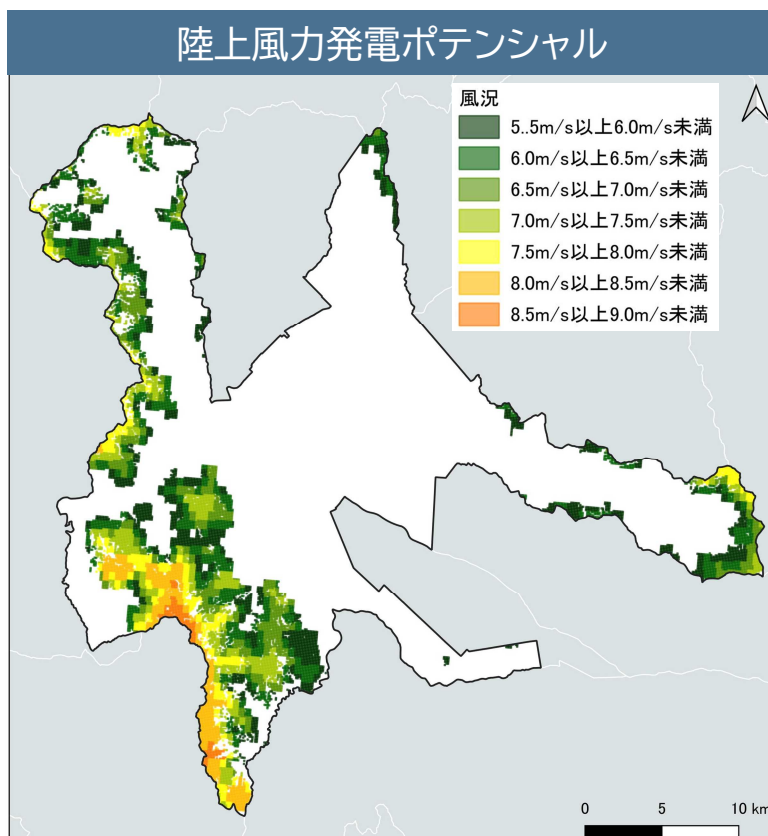
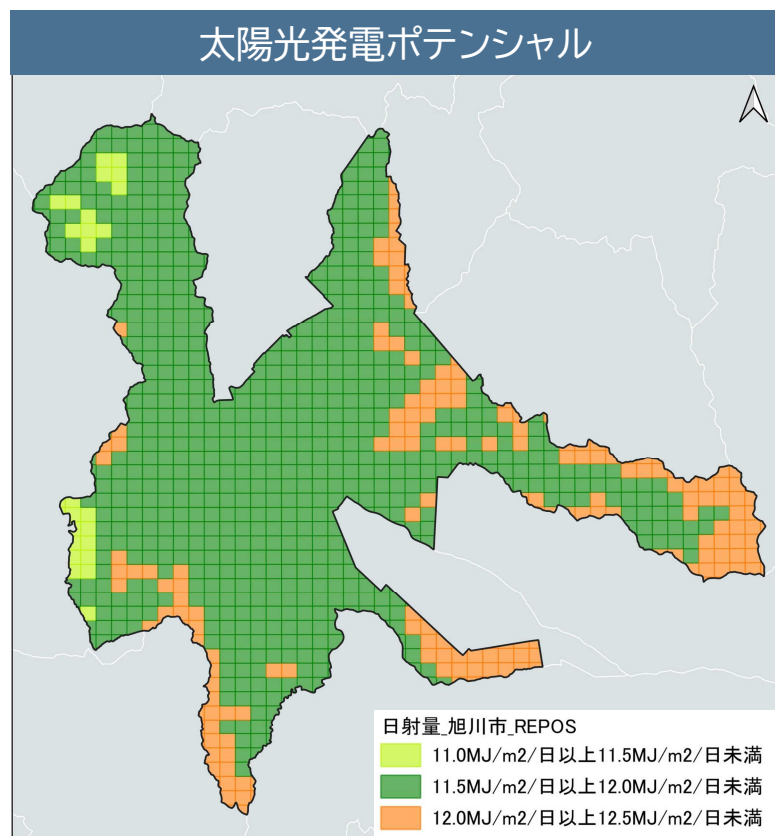
(2)対象範囲及び再エネの種類

ゾーニングの対象範囲

旭川市全域

対象とする再エネの種類

①太陽光発電(地上) ②陸上風力

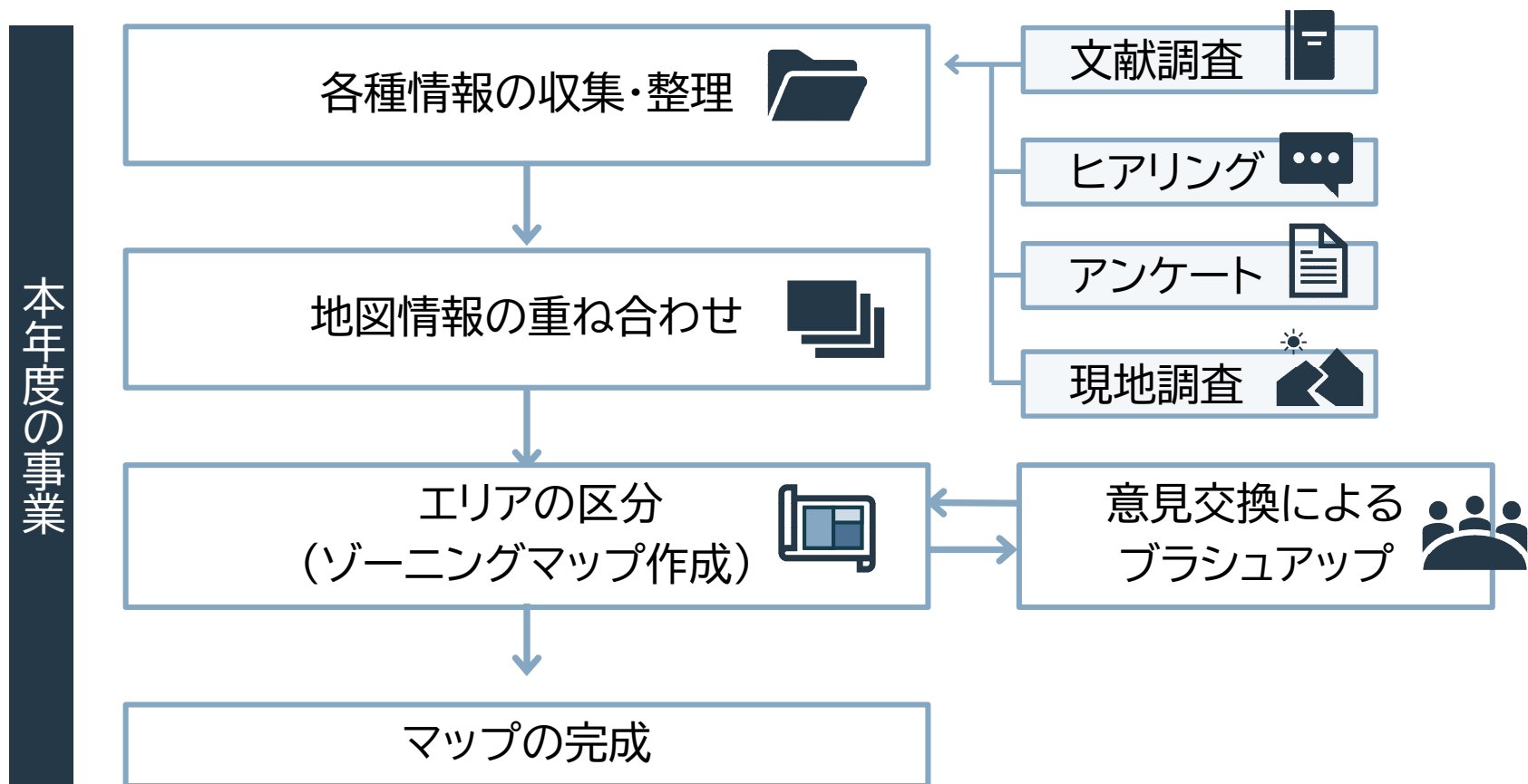


旭川市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル(REPOS)

1 ゾーニングマップの作成について

(3)調査の流れ

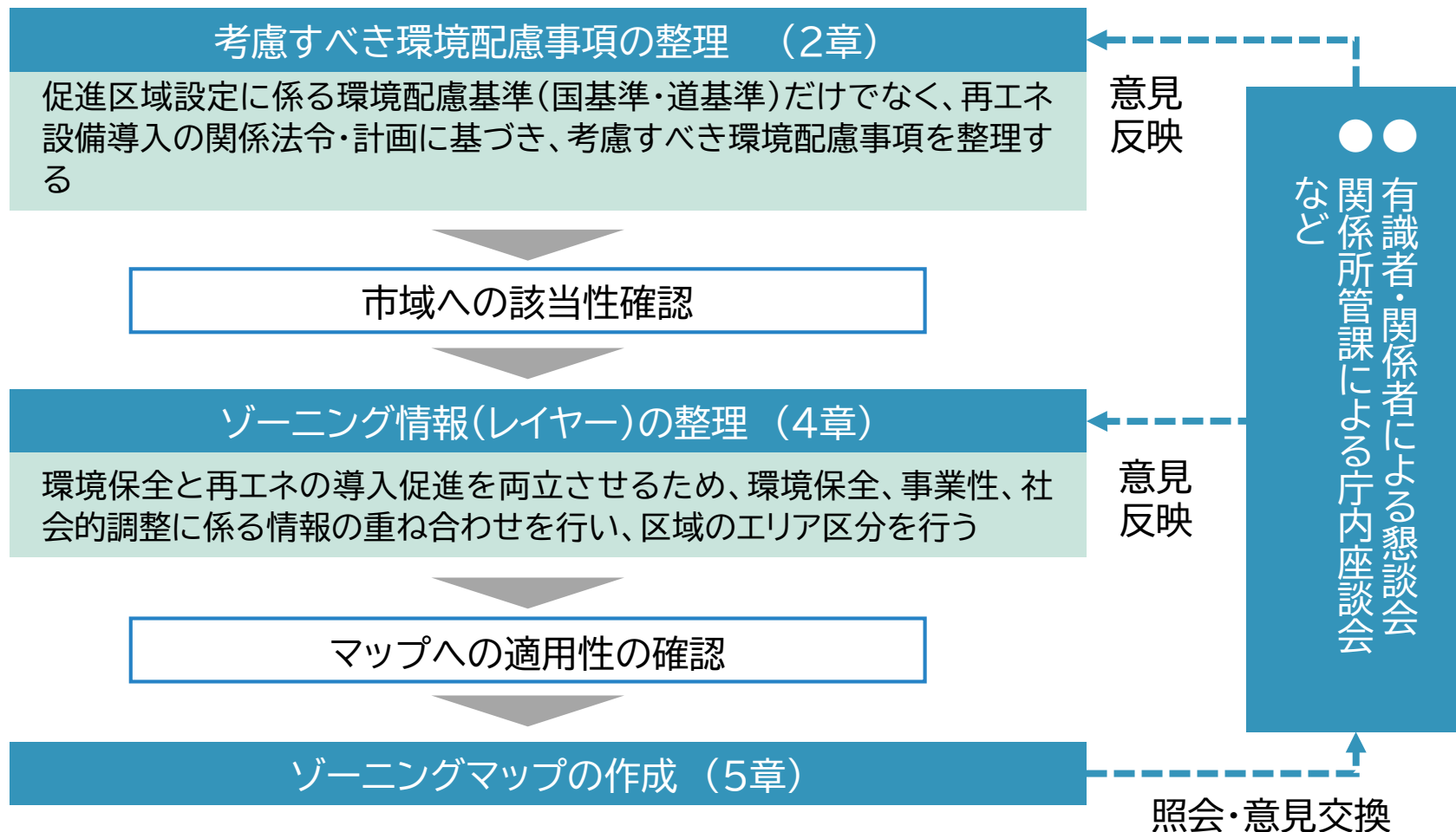
- 各種調査により収集した情報を地図情報として重ね合わせ、エリアを区分してゾーニングマップを作成します。
- 地域の皆さまとの意見交換により、ゾーニングマップをブラッシュアップします。



1 ゾーニングマップの作成について

(4) マップ作成の手順

- 再エネ設備導入に関わる環境配慮事項を整理し、関係者の意見交換を踏まえながらエリアを区分したゾーニングマップを作成します。



(1)関係する現行法令・規則等の整理(1/4)

- 再エネ設備導入に関する関係法令や各種規制について整理しました。

分類	関係する現行法令・規則等	関係性	出典	太陽光	陸上風力
促進区域設定に係る環境配慮基準	促進区域の設定に関する国基準	太陽光発電と風力発電において国が促進区域に含めることが適切でないと認められる区域等について整理しており、関係区域の指定有無について把握が必要。	「地方公共団体実行計画(区域施策編)算定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)」(環境省)	○	○
	促進区域の設定に関する北海道基準	太陽光発電と風力発電において北海道が促進区域に含めることが適切でないと認められる区域等について整理しており、関係区域の指定有無について把握が必要。	「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」(北海道)	○	○
再エネ設備導入の関係法令・計画	海岸法	発電事業に係る土地関係法令であり、海岸保全区域等の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	河川法	発電事業に係る土地関係法令であり、河川区域等の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	発電事業に係る土地関係法令であり、急傾斜地崩壊危険区域等の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	景観法	発電事業に係る土地関係法令であり、景観計画区域・景観地区の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	

(1)関係する現行法令・規則等の整理(2/4)

分類	関係する現行法令・規則等	関係性	出典	太陽光	陸上風力
再エネ設備導入の関係法令・計画	航空法	発電事業に係る土地関係法令であり、航空制限区域(制限表面)の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)		○
	港湾法	発電事業に係る土地関係法令であり、臨港地区・港湾区域内の水域・港湾隣接地域の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	国土利用計画法	発電事業に係る土地関係法令であり、市街化区域・都市計画区域の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	砂防法	発電事業に係る土地関係法令であり、砂防指定地の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	地すべり等防止法	発電事業に係る土地関係法令であり、地すべり防止区域・ぼた山崩壊防止区域の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	自然環境保全法	発電事業に係る土地関係法令であり、自然環境保全地域の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	自然公園法	発電事業に係る土地関係法令であり、特別地域・特別保護地区の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○

(1)関係する現行法令・規則等の整理(3/4)

分類	関係する現行法令・規則等	関係性	出典	太陽光	陸上風力
再エネ設備導入の関係法令・計画	消防法	発電事業に係る土地関係法令であり、貯蔵所・取扱所の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	
	振動規制法	発電事業に係る土地関係法令であり、振動規制の指定区域の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	森林法	発電事業に係る土地関係法令であり、保安林・地域森林計画対象民有林の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律	発電事業に係る土地関係法令であり、生息地等保護区の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	騒音規制法	発電事業に係る土地関係法令であり、騒音規制の指定区域の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)	発電事業に係る土地関係法令であり、宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	電波法	発電事業に係る土地関係法令であり、伝搬障害防止区域にの指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)		○

(1)関係する現行法令・規則等の整理(4/4)

分類	関係する現行法令・規則等	関係性	出典	太陽光	陸上風力
再エネ設備導入の関係法令・計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	発電事業に係る土地関係法令であり、鳥獣保護区特別保護地区の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	道路法	発電事業に係る土地関係法令であり、占有制限区域の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	都市計画法	発電事業に係る土地関係法令であり、用途地域の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	土壌汚染対策法	発電事業に係る土地関係法令であり、要措置区域及び形質変更時届出区域の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	発電事業に係る土地関係法令であり、農用地区域の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	農地法	発電事業に係る土地関係法令であり、農地の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	発電事業に係る土地関係法令であり、廃棄物が地下にある土地の指定区域の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	
	文化財保護法	発電事業に係る土地関係法令であり、埋蔵文化財包蔵地の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)	○	○
	防衛・風力発電調整法	発電事業に係る土地関係法令であり、電波障害防止区域の指定の有無について把握が必要。	「事業計画ガイドライン」(資源エネルギー庁)		○

(2)市域への該当性(1/3)

- 再エネ設備導入の関係法令・計画について、関係法令等に基づく区域や事項が旭川市に該当するかどうかを確認しました。

分類	関係する現行法令・規則等	区域・事項	市域への該当	太陽光	陸上風力
再エネ設備導入の関係法令・計画	海岸法	海岸区域	×	○	○
	河川法	河川区域	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩落危険区域	○	○	○
	景観法	景観区域	○	○	○
	航空法	制限表面	○		○
	港湾法	港湾区域	×	○	○
	国土利用計画法	国土法の届け出が必要な区域	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止地域	○	○	○
		ぼた山崩壊防止区域	×	○	○
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	○	○
	自然公園法	自然公園の指定区域(国立公園、国定公園、都道府県立公園)	×	○	○
	消防法	火災警戒区域	確認中	○	
	振動規制法	騒音・振動規制地域	○	○	○

(2)市域への該当性(2/3)

分類	関係する現行法令・規則等	区域・事項	市域への該当	太陽光	陸上風力
再エネ設備 導入の関係 法令・計画	宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)	宅地造成等工事規制区域	○	○	○
		特定盛土等規制区域	○	○	○
	電波法	伝搬障害防止区域	○		○
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	国指定鳥獣保護区(国指定・道指定)	○(道指定のみ)	○	○
		国指定鳥獣保護区内特別保護地区(国指定・道指定)	×	○	○
	森林法	保安林	○	○	○
		地域森林計画対象民有林	○	○	○
	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律	希少野生動植物種	○	○	○
	騒音規制法	騒音規制地域	○	○	○
	道路法	道路	○	○	○
	都市計画法	市街化区域、用途地域	○	○	○
	土壌汚染対策法	形質変更時要届出区域	○	○	○

(2)市域への該当性(2/3)

分類	関係する現行法令・規則等	区域・事項	市域への該当	太陽光	陸上風力
再エネ設備導入の関係法令・計画	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○	○
	農地法	甲種農地、第1種農地	○	○	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にある土地に係る指定区域	○	○	
	文化財保護法、文化財保護条例	国指定文化財、北海道指定文化財	○	○	○
	防衛・風力発電調整法	風力発電設備の設置等の届出等	確認中		○

(1)エリアの設定

- 国基準、道基準、市の環境配慮事項、ガイドライン等をもとに、「保全」「調整」「配慮」「促進」の4つのエリアを設定します。

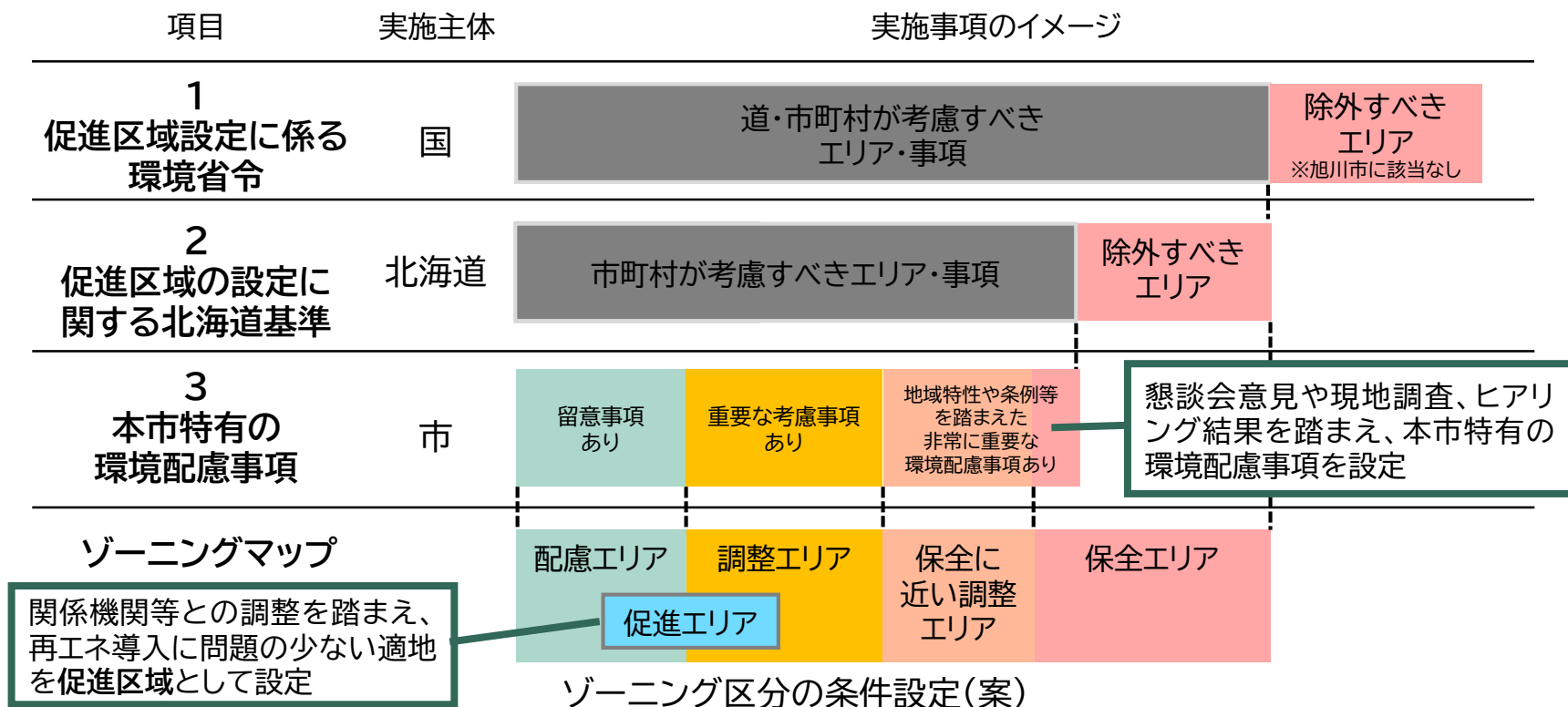
エリア区分(案)

エリア	定義	促進区域設定
保全	法令等により立地困難または重大な環境影響が懸念される等により環境保全を優先することが考えられるエリア。	× 不可
調整	一律に除外すべきとまで言えないものの環境保全や防災に支障を及ぼすおそれがないよう考慮が必要なエリア。 安全や利害関係等の状況から、導入の難易度等によりさらに細分化することを想定。	△ 可能だが 考慮事項が多い
配慮	保全エリア、調整エリア以外に該当し、事業を実施するうえで留意すべき事項が含まれる範囲。	○ 可能
促進	調整エリア、配慮エリアに該当する区域であり、環境・社会面から再生可能エネルギー導入を促進し得るエリア。	◎ 可能かつ有望

※促進エリアであっても、通常の手続き通り、環境影響評価法等に則った影響予測、保全対策等の検討を行った上で事業を進める。

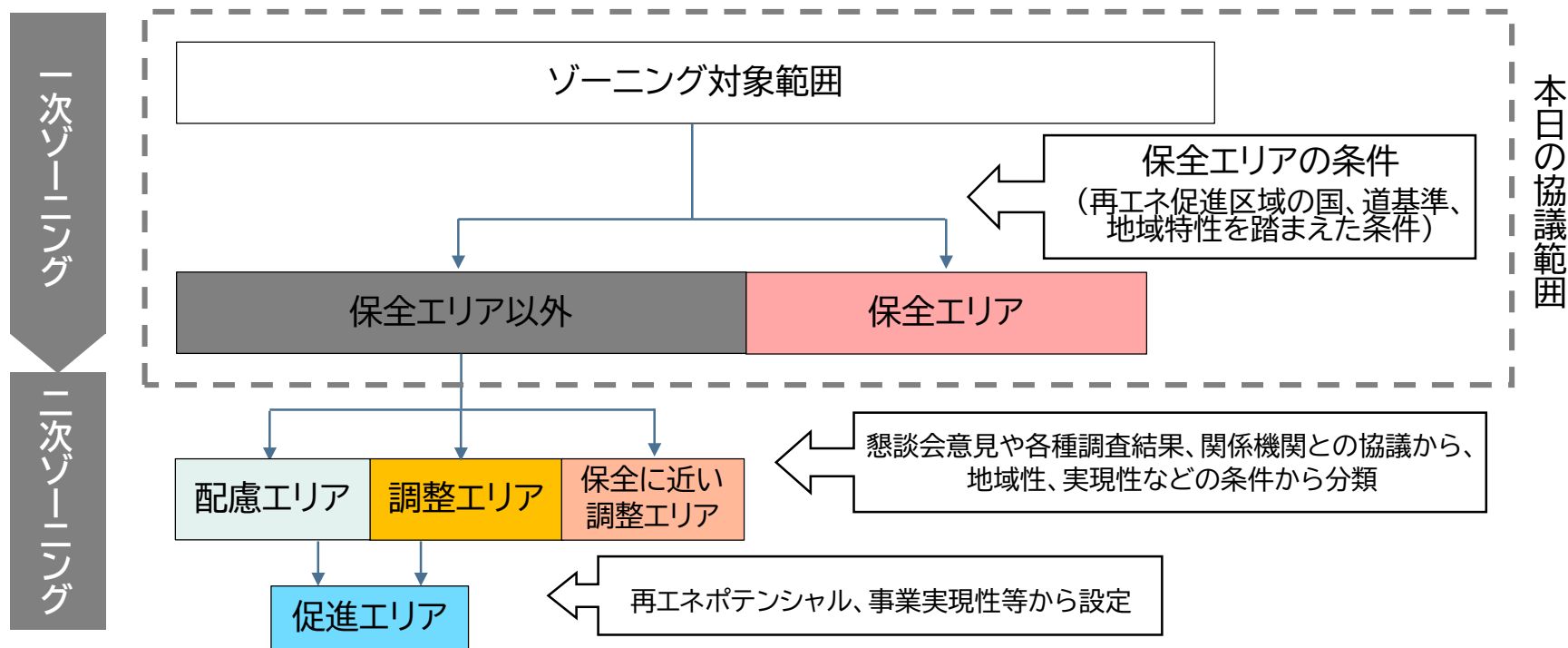
(2)エリア区分の条件

- ・ 促進区域設定に係る環境省令(以下「国基準」という。)及び促進区域の設定に関する北海道基準(以下「道基準」という。)の考え方を踏襲します。
- ・ なお、旭川市内においては、国基準で「除外すべきエリア」に該当する区域はないため、保全エリアについては道基準をもとにゾーニングを行います。
- ・ 地域特性や条例等を踏まえた重要な環境配慮事項についても、重要性を考慮してエリアの設定を行います。



(3)ゾーニングの流れ

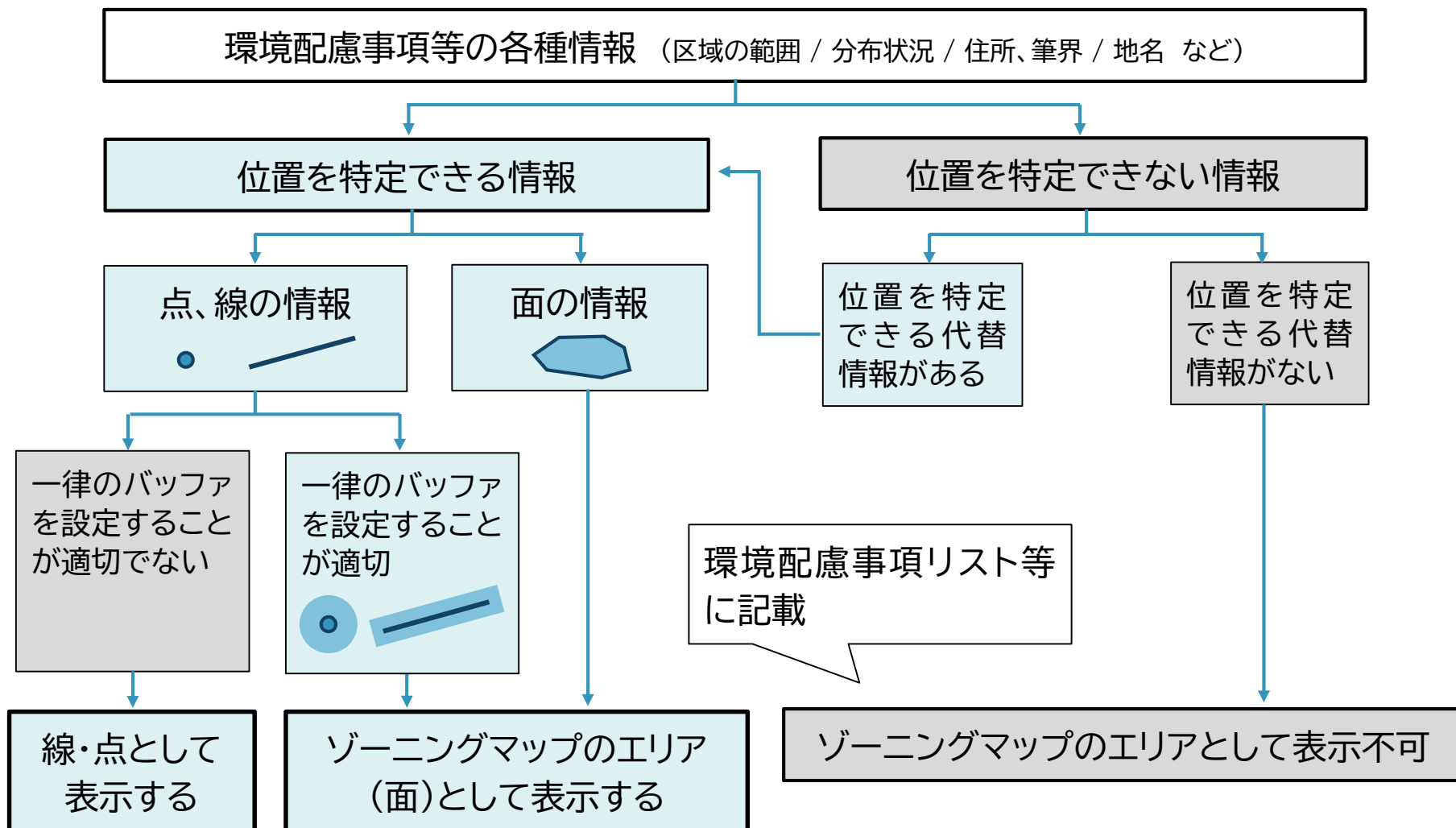
- ① 国基準、道基準の「除外すべきエリア」を中心に、保全エリアを設定。【一次ゾーニング】
- ② 国基準、道基準の「市町村が考慮すべきエリア・事項」及び本市特有の環境配慮事項をもとに、調整エリアを設定。【二次ゾーニング】
- ③ 調整エリア・配慮エリアの中で、再エネのポテンシャルや事業実現性等の観点から事業性の高いエリアを促進エリアに設定。

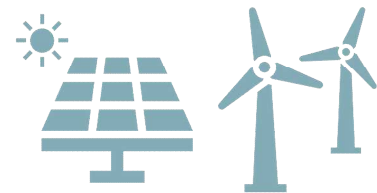


ゾーニングのエリア区分フロー

(4)情報の地図化の考え方

- 各種情報の特性に応じて、ゾーニングマップへの反映方法を検討します。



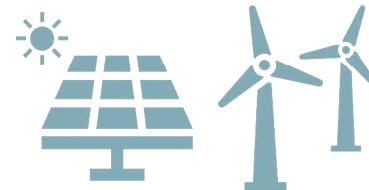


(1)保全エリアの情報(太陽光、陸上風力共通)

分類	レイヤー
土地の安定性への影響	砂防指定地
	地すべり防止地域
	急傾斜地崩落危険区域
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	河川区域
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	鳥獣保護区(国・道指定)
	保護林
	IBA(Important Bird and Biodiversity Areas:重要野鳥生息地)(市街地を除く)
植物の重要な種及び重要な群落への影響	保護林

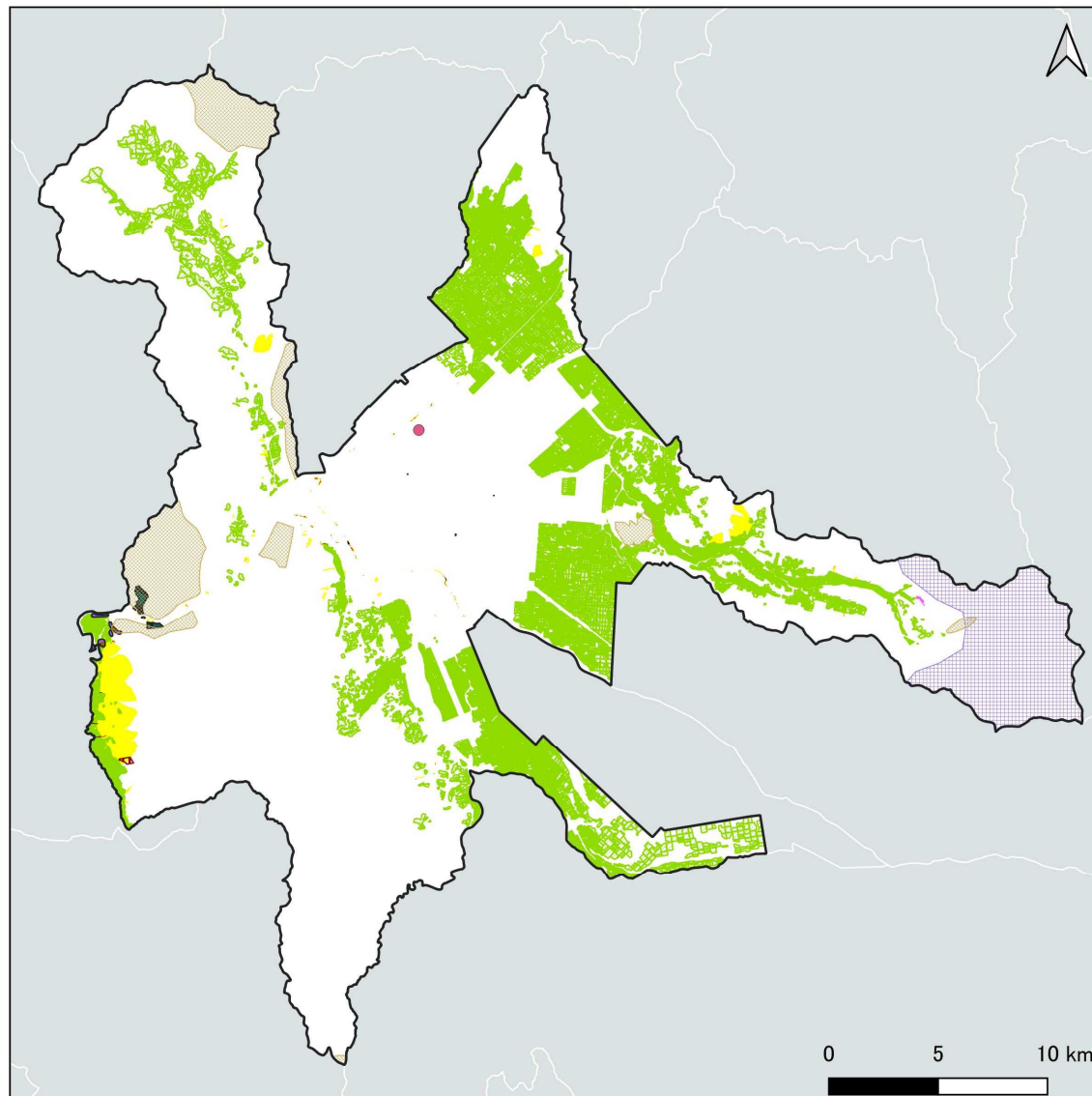
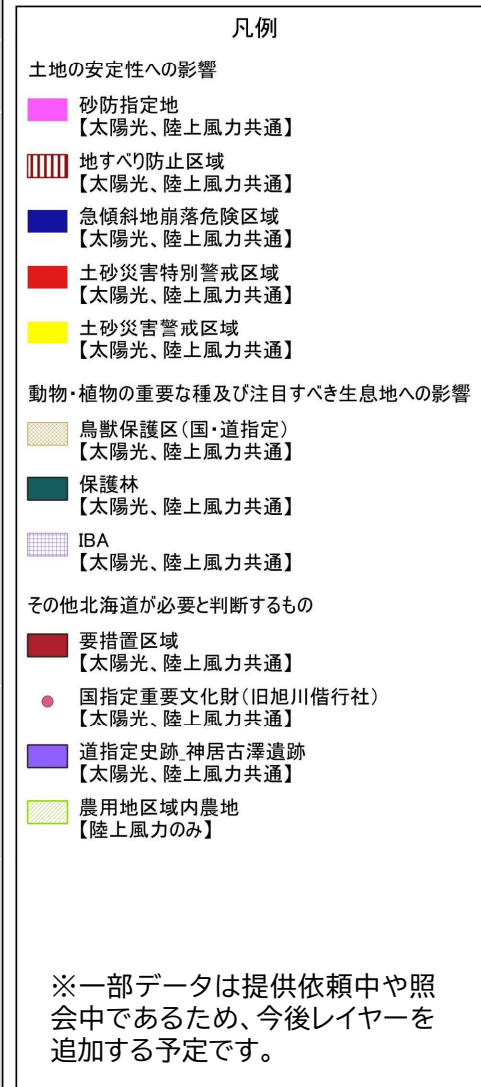
分類	レイヤー
地域を特徴づける生態系への影響	学術自然保護地区
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	自然景観保護地区
	環境緑地保護地区
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域
	国指定重要文化財
	北海道指定史跡名勝天然記念物(区域が定められているものに限る)
	農用地区域内農地(営農型太陽光発電を除く)
	甲種農地(営農型太陽光発電を除く)

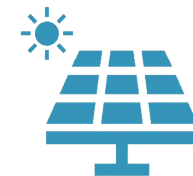
※一部レイヤーはデータを提供依頼中や照会中であり、今後地図化できるレイヤーを精査する予定です。



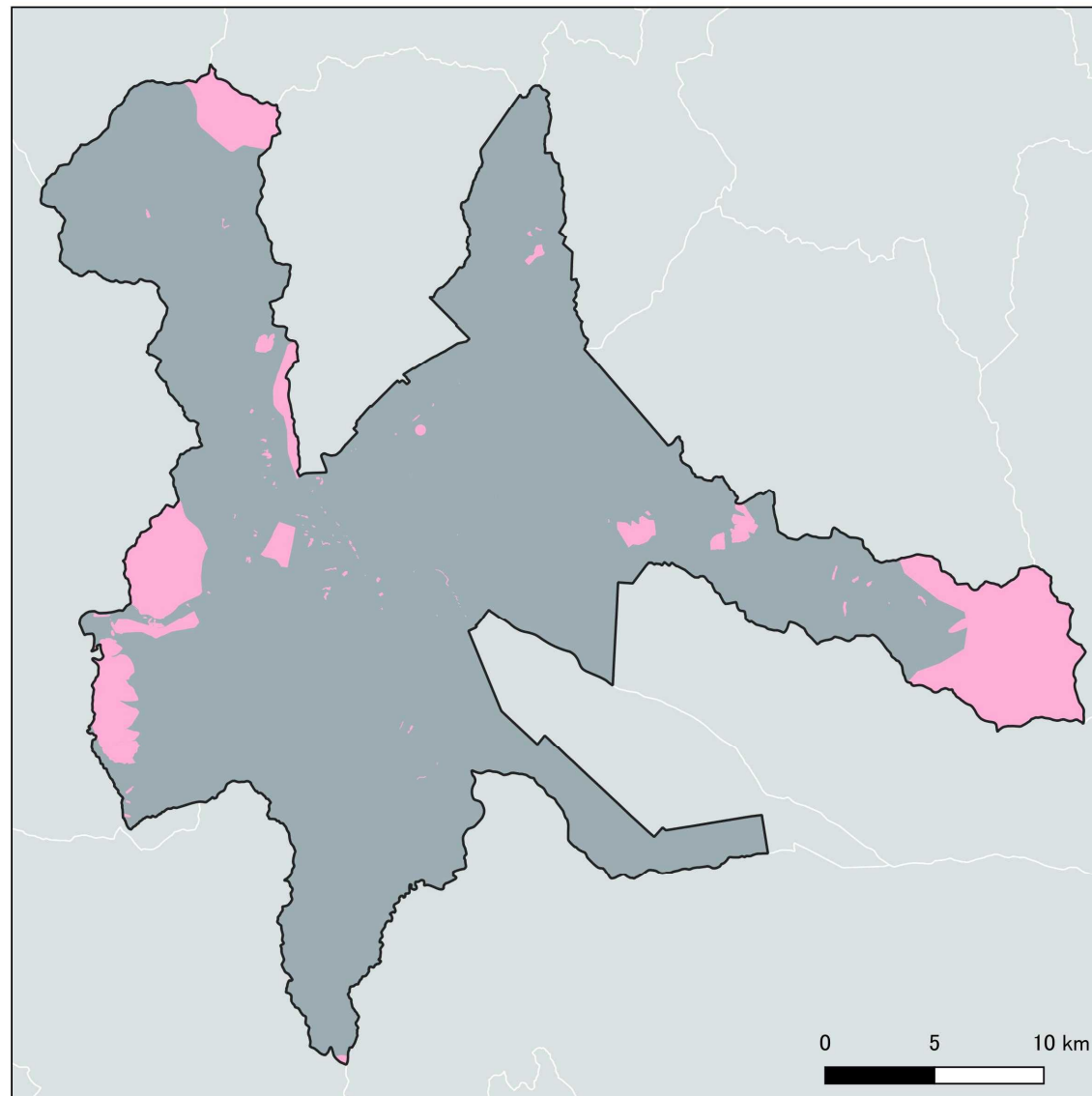
(2)保全エリアの情報の重ね合わせ(太陽光、陸上風力共通)

保全エリアにかかるレイヤー(太陽光、陸上風力)





(1)太陽光発電 ゾーニングマップ(途中経過)

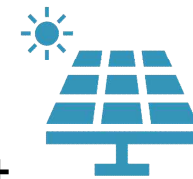


太陽光 保全エリアなど

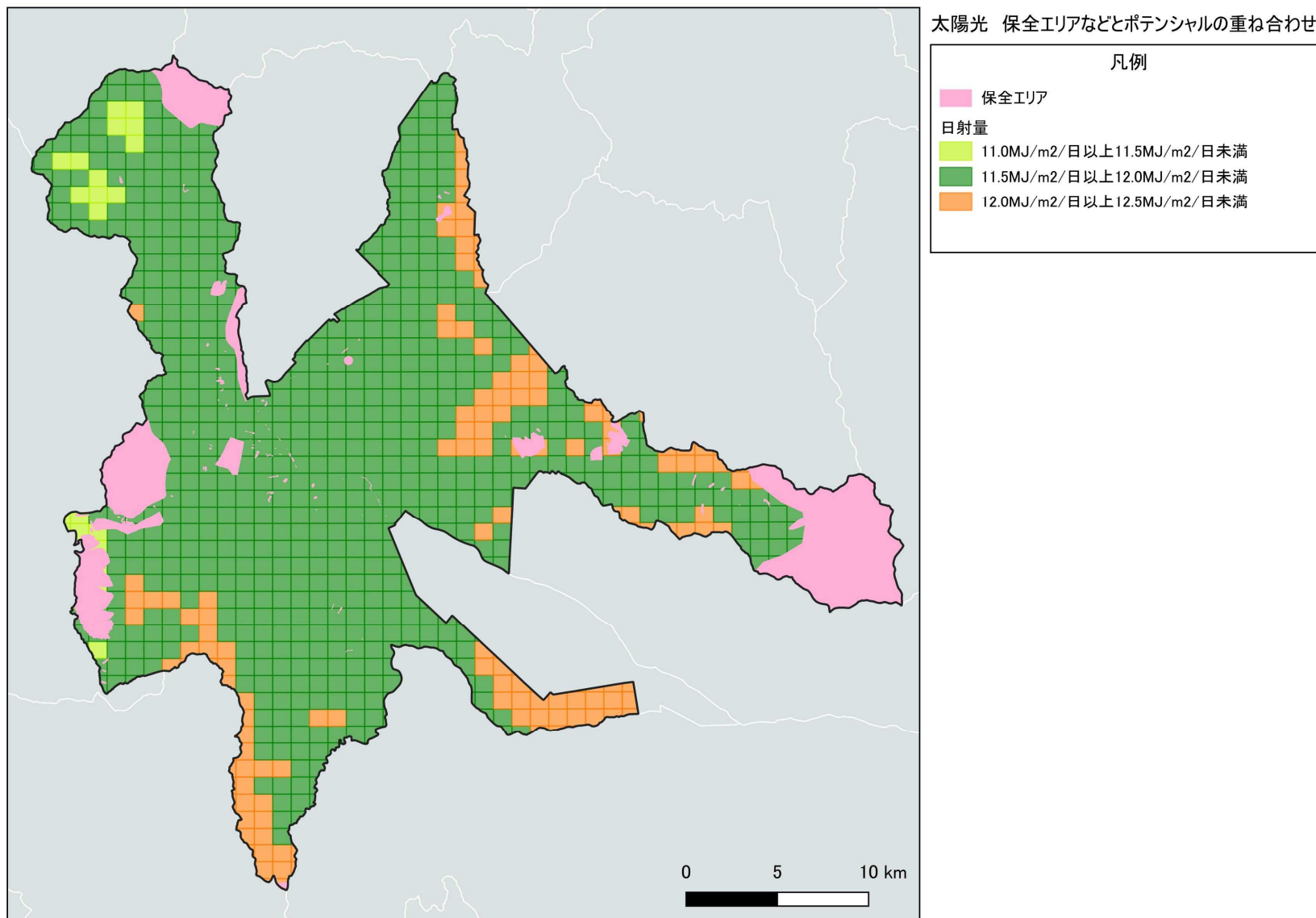
凡例

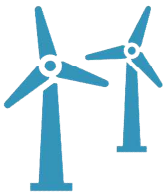
- 保全エリア
- 保全エリア以外

- ・ 「保全エリア以外」は今後、「保全に近い調整エリア」「調整エリア」「配慮エリア」などに区分します。
- ・ 一部データは提供依頼中や照会中であるため、今後レイヤーを追加する予定です。
- ・ 動植物の分布状況については、地図化できない情報が多いため、現地調査やヒアリング等の結果を踏まえて補足します。

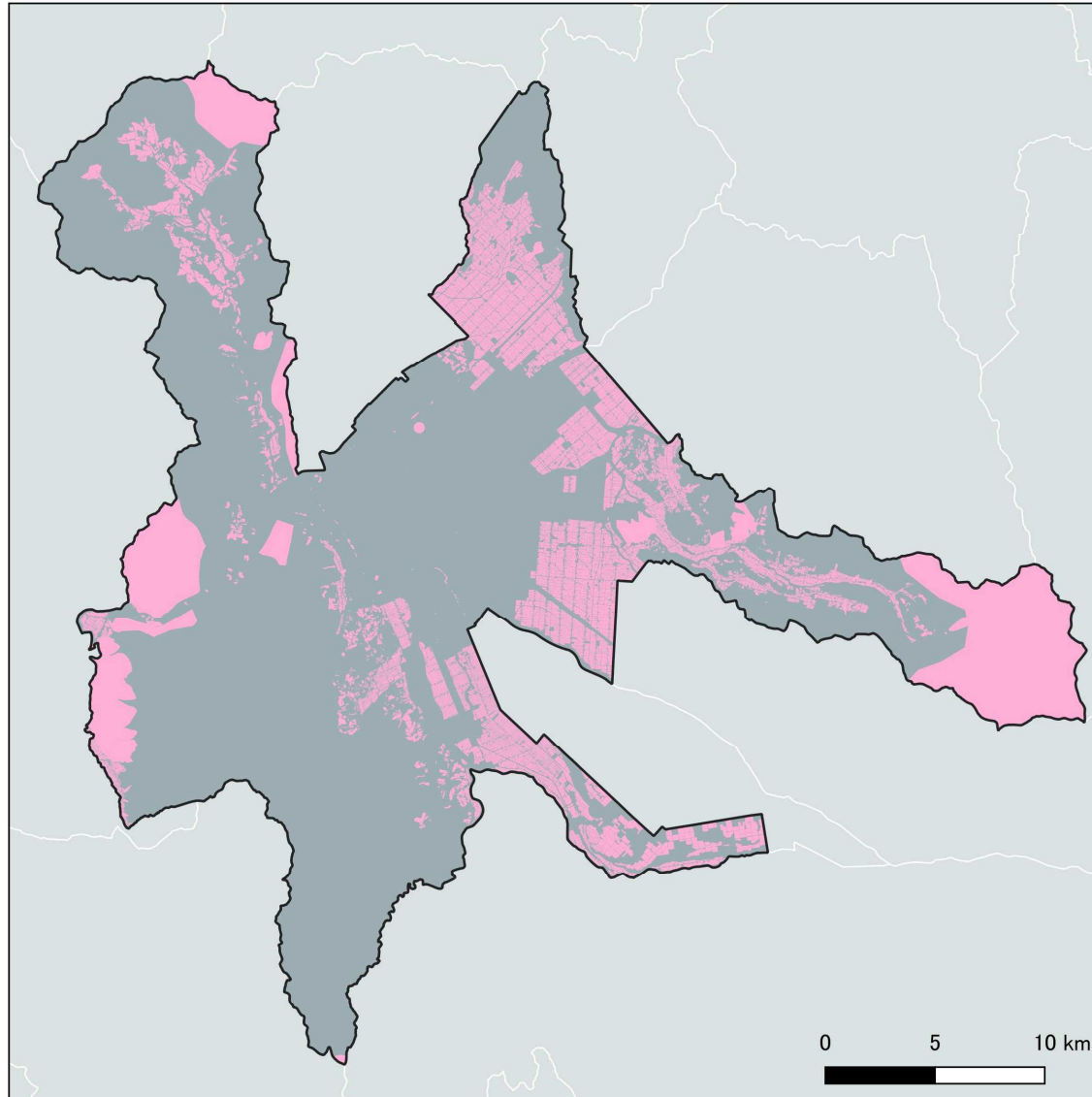


(1)太陽光発電 ゾーニングマップ(途中経過) ポテンシャルとの重ね合わせ





(2)陸上風力発電 ゾーニングマップ(途中経過)



陸上風力 保全エリアなど

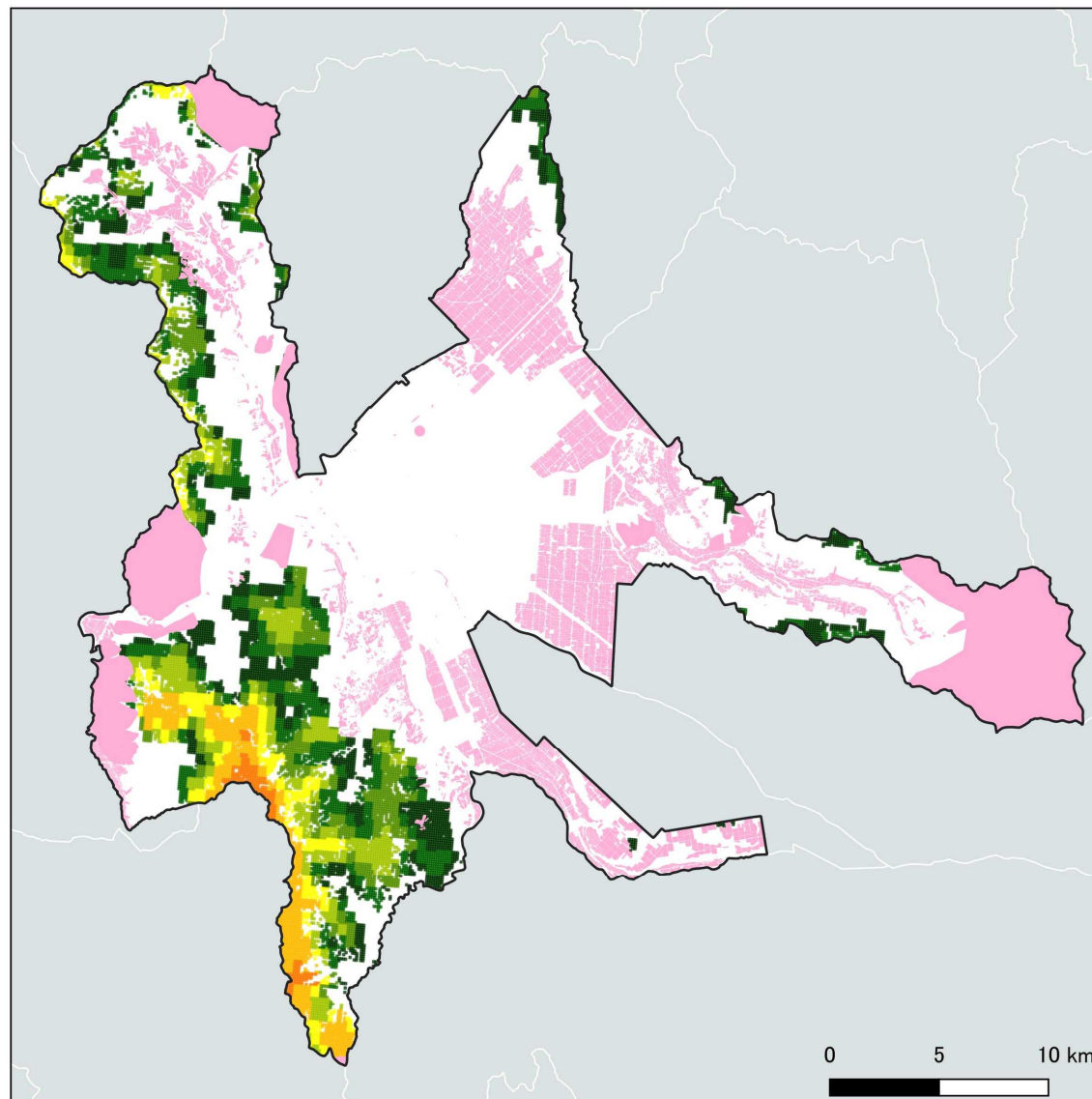
凡例

- 保全エリア
- 保全エリア以外

- ・ 「保全エリア以外」は今後、「保全に近い調整エリア」「調整エリア」「配慮エリア」などに区分します。
- ・ 一部データは提供依頼中や照会中であるため、今後レイヤーを追加する予定です。
- ・ 動植物の分布状況については、地図化できない情報が多いため、現地調査やヒアリング等の結果を踏まえて補足します。



(2)陸上風力発電 ゾーニングマップ(途中経過) ポテンシャルとの重ね合わせ



陸上風力 保全エリアなどとポテンシャルの重ね合わせ

凡例

保全エリア

風況

- 5.5m/s以上6.0m/s未満
- 6.0m/s以上6.5m/s未満
- 6.5m/s以上7.0m/s未満
- 7.0m/s以上7.5m/s未満
- 7.5m/s以上8.0m/s未満
- 8.0m/s以上8.5m/s未満
- 8.5m/s以上9.0m/s未満

※市町村の条例により規定が定められている区域または地方公共団体実行計画協議会において再エネ導入の合意形成が行われた区域を除く

(4)地域特性を踏まえたエリアの区分について(二次ゾーニングにむけた課題整理)

①保安林、農用地区域内農地等の扱い

検討課題	道基準において、条件つきで保全エリア以外の指定が可能な区域 ●保安林、地域森林計画対象民有林、自然度10の地域 →P25-26参照 …再エネ導入についての地域の合意形成に基づく地域の設定があれば、促進区域の除外条件に該当しない ●農用地区域内農地 →P27参照 …営農型太陽光発電の導入であれば、促進区域の除外条件に該当しない
------	---

作業方針	懇談会で地域の意向を把握するとともに、関係部局等へのヒアリング等を行い、再エネ導入が可能な条件や範囲を整理し、ゾーニング区分を検討する。
------	--

②自然環境(動植物等に関する情報)のマップ化 →P28参照

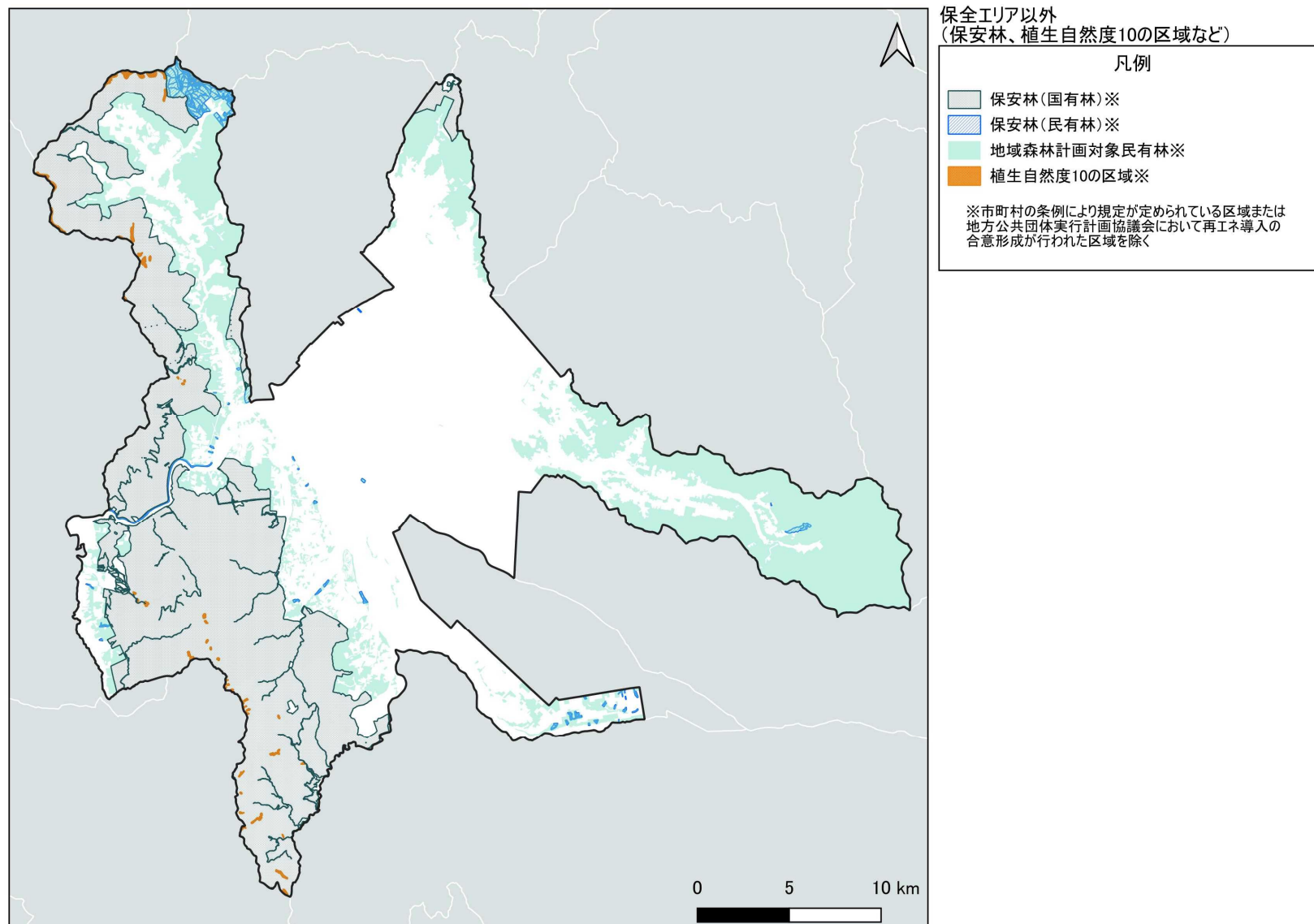
検討課題	文献調査やオープンデータだけでは、地図化できる情報が限定される
------	---------------------------------

作業方針	現地調査や専門家ヒアリングにより、地図に落とし込める情報を精査する。
------	------------------------------------

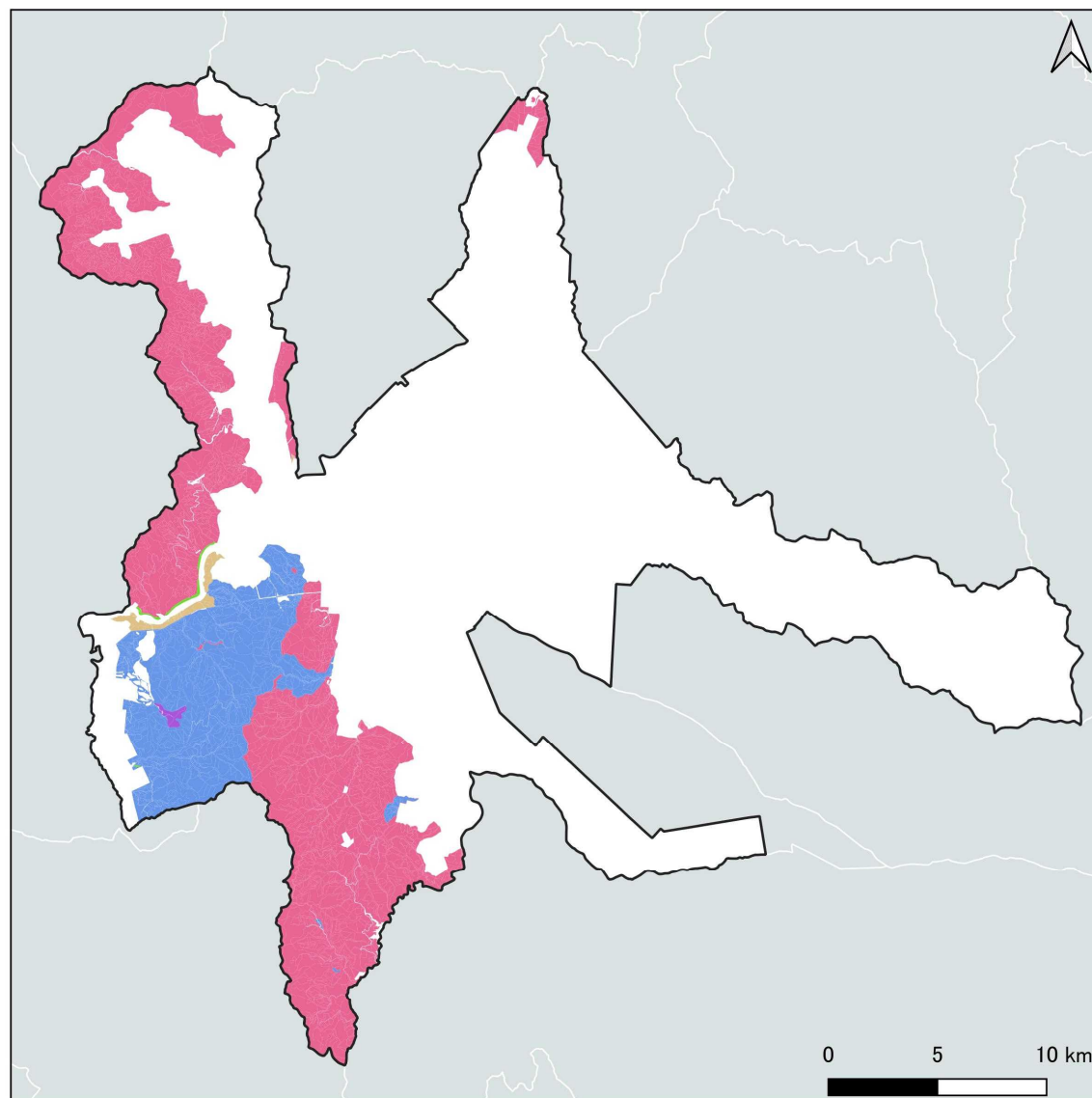
③その他、旭川市の地域特性から配慮すべきエリア →P29-30参照

(旭川空港周辺の制限表面、雪捨て場、旭川市の自然景観資源、盛土規制法区域、土地利用など)

①保安林、地域森林計画対象民有林、植生自然度10の地域



①保安林(国有林)種別



保安林種別_国有林(農林水産省小班データ)

凡例

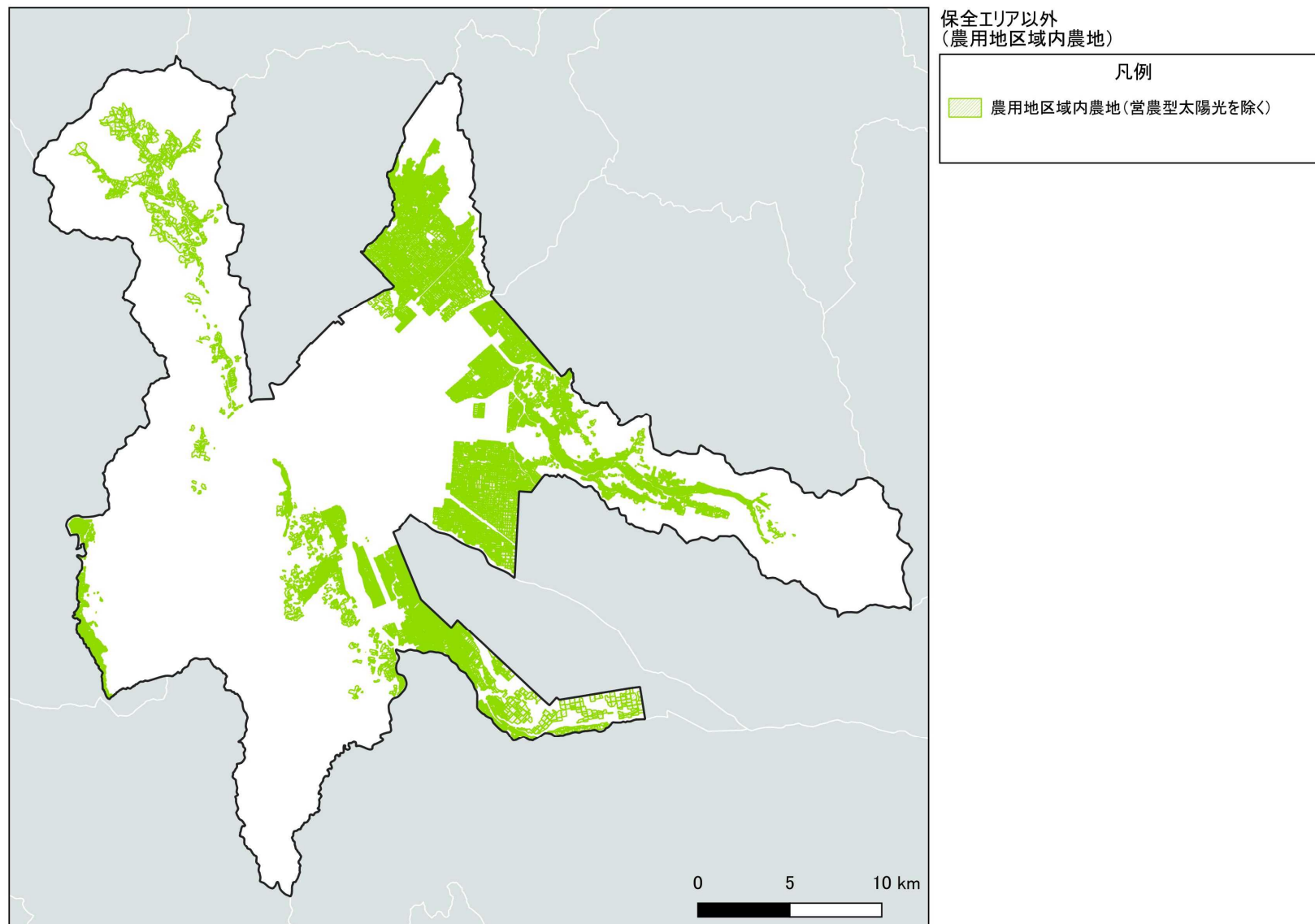
行政区域

- 旭川市行政区域
- 北海道行政区域

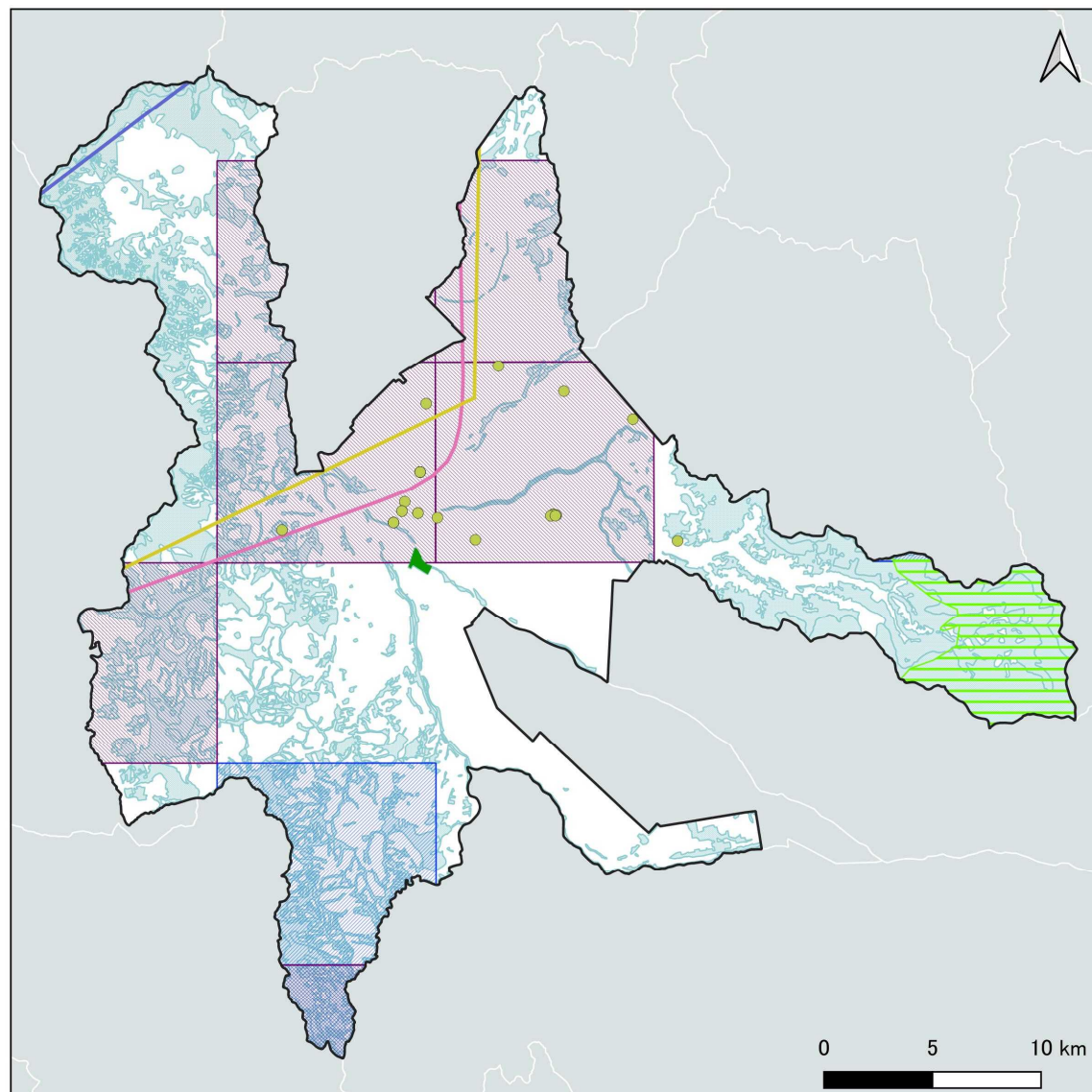
保安林_国有林(農水省小班データ)

- 水源かん養保安林
- 土砂崩壊防備保安林
- 土砂流出防備保安林
- 風致保安林
- 保健保安林

①農用地区域内農地



②動植物の重要な種、注目すべき生息地



保全エリア以外
(動植物の重要な種、注目すべき生息地)

凡例

動物・植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響

— KBA

重要種の分布図(★陸上風力のみ)

— オジロワシ

— クマタカ

鳥の渡りのルート(★陸上風力のみ)

— オオハクチョウ

— コハクチョウ

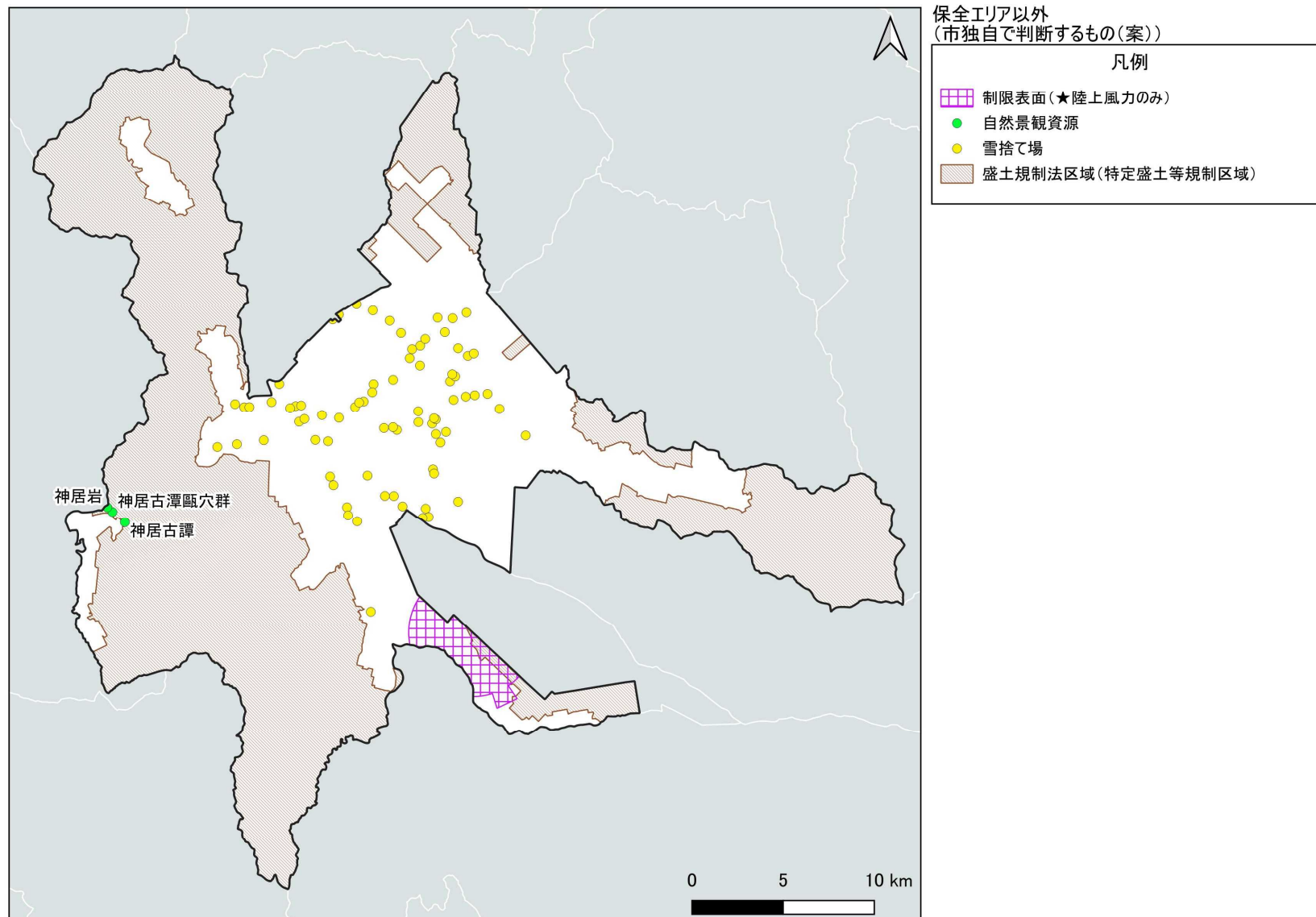
— 海ワシ類

■ 特定植物群落

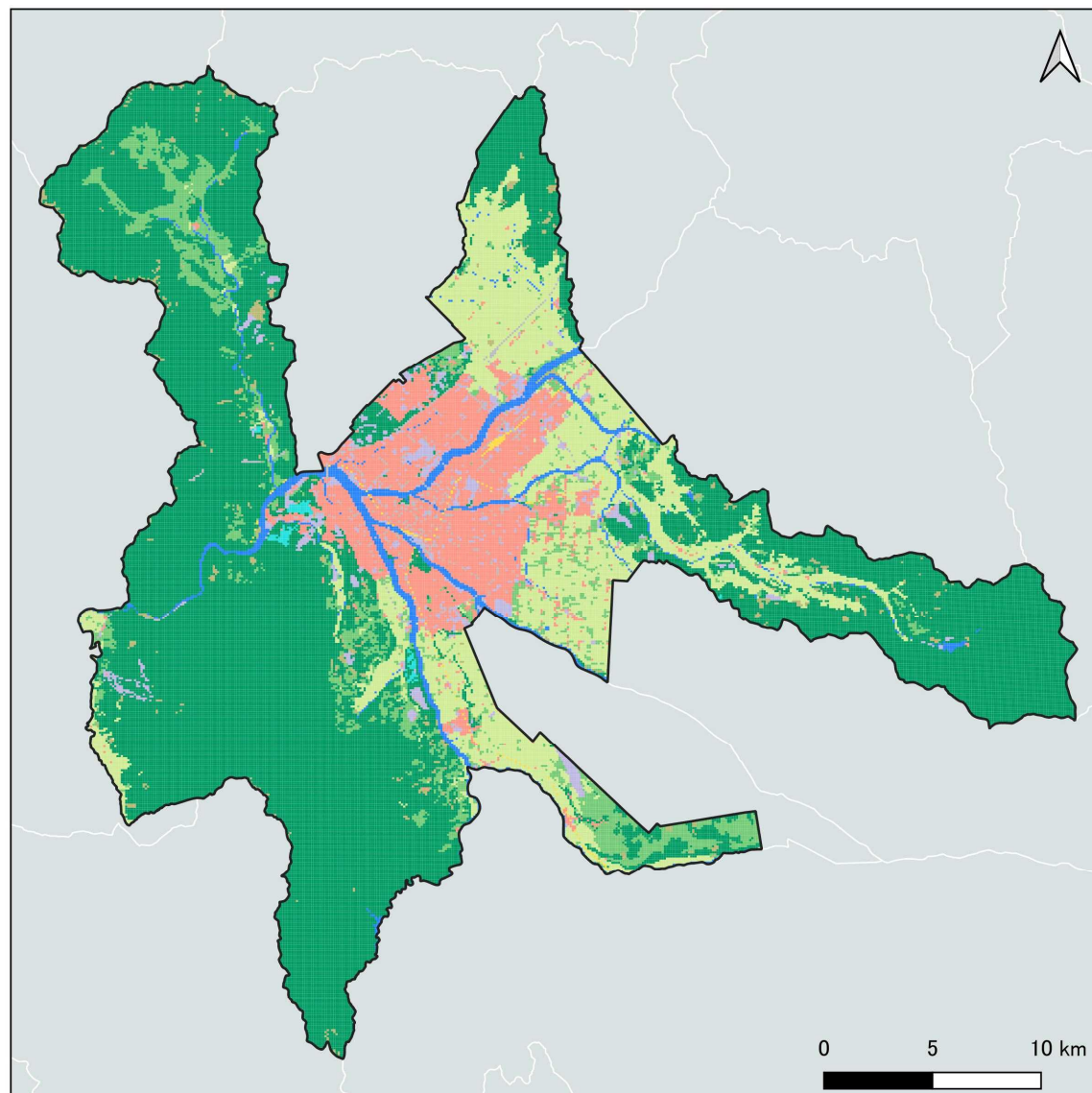
■ 植生自然度8～10の区域

● 巨樹・巨木

③旭川市独自で環境配慮事項とするもの(案)



③旭川市独自で環境配慮事項とするもの(案)



保全エリア以外
(市独自で判断するもの(案))

凡例

土地利用

- 田
- その他の農用地
- 森林
- 荒地
- 建物用地
- 道路
- 鉄道
- その他の用地
- 河川及び湖沼
- ゴルフ場

本年度の事業スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
文献調査	国・道基準等条件収集 追加調査						
	データ照会 他都市の事例収集						
ヒアリング調査	実施規格			農家アンケート調査			
	日程調整	専門家等 ヒアリング	日程調整	その他ヒアリング			
現地調査	実施企画	現地調査(夏季)	現地調査(秋季)			現地調査(冬季)	
ゾーニングマップ の作成	定義、構成検討	素案の作成		促進エリアの抽出	最終案の作成		
					WEBマップ、マニュアルの作成		
懇談会	● 第1回		● 第2回		● 第3回	● 第4回	

懇談会の議題案

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催 時期	2025(令和7)年 8月28日	2025(令和7)年 10月28日	2025(令和7)年 12月(予定)	2026(令和8)年 1月(予定)
議題	- 背景 - ゾーニングとは - 本年度の事業について - 実施スケジュール	- 各調査結果報告 - ゾーニングマップ素案(途中経過)	- 各種調査結果報告 - ゾーニングマップ素案 - 促進エリアの抽出結果(調整エリアの細分化、事業性評価)	ゾーニングマップ最終案

ご清聴ありがとうございました

国、道の基準

国の基準

促進区域から除外すべき区域

原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法
国立/国定公園の特別 保護地区・海域公園地 区・第1種特別地域(①)	自然公園法
国指定鳥獣保護区の 特別保護地区	鳥獣保護管理法
生息地等保護区の管理 地区	種の保存法

市町村が考慮すべき区域・事項※

区 域	国立公園、国定公園（左表①以外）	自然公園法
	生息地等保護区の監視地区	種の保存法
	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
事 項	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
	国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
	騒音その他生活環境への支障	—

※促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域／促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

国、道の基準

道の基準(太陽光発電施設-1)

促進区域に含めることが適切でないと認められる区域※1

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害(特別)警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林※2 保安林予定森林※2 地域森林計画対象森林※2	森林法
	河川区域	河川法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区(離島は特別保護地区のみ)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区(離島は特別保護地区のみ)	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	IBA(Important Bird and Biodiversity Areas)(市街地※3を除く) ※2(適用は離島のみ)	北海道生物の多様性の保全等に関する条例 公益財団法人日本野鳥の会

※1 本基準の策定時において、法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会等において、地域の実情により、法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。

※2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※3 市街地とは、都市計画法の市街化区域とする。

国、道の基準

道の基準(太陽光発電施設-2)

促進区域に含めることが適切でないと認められる区域※1

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	保護林	北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	植生自然度 10 の区域※2	保護林設定管理要領
		環境省自然環境保全基礎調査(植生自然度調査)
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10 の地域※2	
	北海道立自然公園の特別地域	北海道立自然公園条例
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10 の地域※2	
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例

※1 本基準の策定時において、法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会等において、地域の実情により、法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。

※2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

国、道の基準

道の基準(太陽光発電施設-3)

促進区域に含めることが適切でないと認められる区域※1

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	要措置区域	北海道自然環境等保全条例
	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	文化財保護法
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	
	北海道指定有形文化財	北海道文化財保護条例
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	
	市街化調整区域※4	都市計画法
	農用地区域内農地※5	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地※5	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域※2	海岸法

※1 本基準の策定時において、法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会等において、地域の实情により、法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。

※2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※4 市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取、又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。

※5 営農型太陽光発電施設を除く。

国、道の基準

道の基準(風力電施設-1)

促進区域に含めることが適切でないと認められる区域※1

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	ぼた山崩壊防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害(特別)警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	災害危険区域	建築基準法
	保安林※2 保安林予定森林※2 地域森林計画対象森林※2	森林法
	河川区域	河川法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	国指定鳥獣保護区(離島は特別保護地区のみ)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	道指定鳥獣保護区(離島は特別保護地区のみ)	
	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	IBA(市街地※3を除く) ※2(適用は離島のみ)	北海道生物の多様性の保全等に関する条例 公益財団法人日本野鳥の会

※1 本基準の策定時において、法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会等において、地域の実情により、法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。

※2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※3 市街地とは、都市計画法の市街化区域とする。

国、道の基準

道の基準(風力発電施設-2)

促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

環境配慮事項	区域名	根拠法令等
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		北海道生物の多様性の保全等に関する条例
	保護林	保護林設定管理要領
	植生自然度 10 の区域※2	環境省自然環境保全基礎調査(植生自然度調査)
地域を特徴づける生態系への影響	道自然環境保全地域	北海道自然環境等保全条例
	学術自然保護地区	
	ラムサール条約湿地	ラムサール条約
	世界自然遺産	世界遺産条約
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立公園及び国定公園の特別地域	自然公園法
	国立公園及び国定公園の普通地域で植生自然度8・9・10 の地域※2	
	北海道立自然公園の特別地域	北海道立自然公園条例
	北海道立自然公園の普通地域で植生自然度8・9・10 の地域※2	
	自然景観保護地区	北海道自然環境等保全条例

※1 本基準の策定時において、法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会等において、地域の実情により、法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。

※2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第22条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

国、道の基準

道の基準(風力発電施設-3)

促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

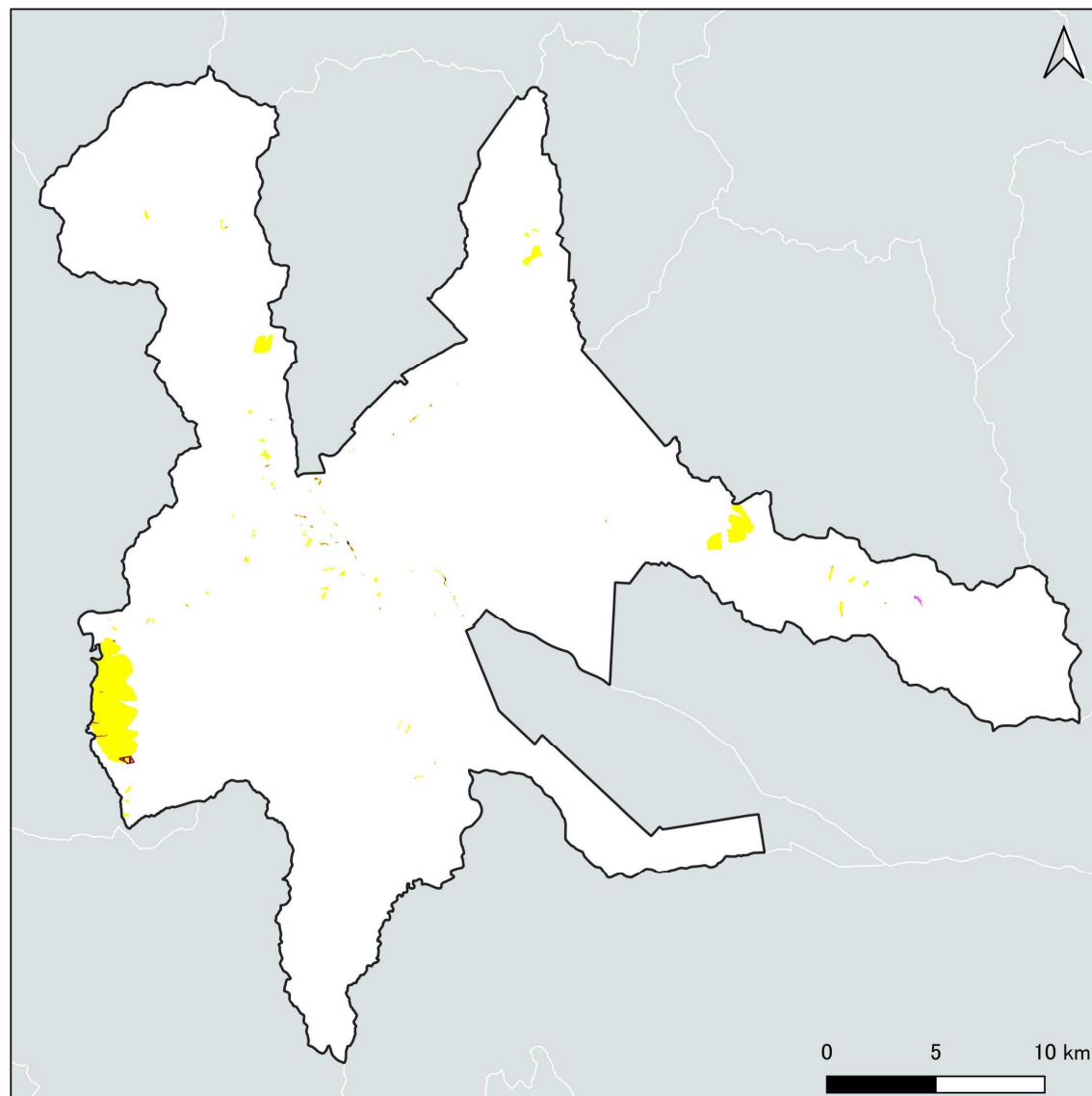
環境配慮事項	区域名	根拠法令等
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	北海道自然環境等保全条例
	要措置区域	北海道自然環境等保全条例
その他北海道が必要と判断するもの	世界文化遺産	世界遺産条約
	国指定重要文化財	文化財保護法
	国指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	
	北海道指定有形文化財	北海道文化財保護条例
	北海道指定史跡名勝天然記念物 (区域が定められているものに限る)	
	市街化調整区域※4	都市計画法
	農用地区域内農地	農業振興地域の整備に関する法律、農地法
	甲種農地	農地法、農地法施行令
	海岸保全区域※2	海岸法

※1 本基準の策定時において、法第 22 条第 1 項に規定されている地方公共団体実行計画協議会等において、地域の実情により、法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域として定められた区域又は定めようとしている区域を除く。

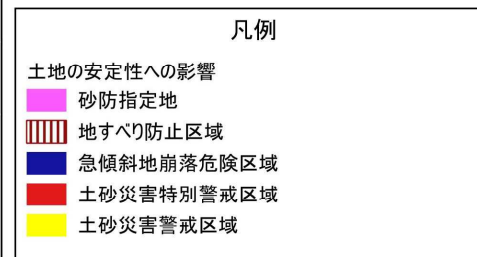
※2 市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域を除く。

※4 市町村が条例その他規程等において希少野生動植物の生息地及び生育地の保全その他の自然環境の保全を目的として、再生可能エネルギー施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取、又は地域との合意形成に資する手続等が定められている区域に限る。

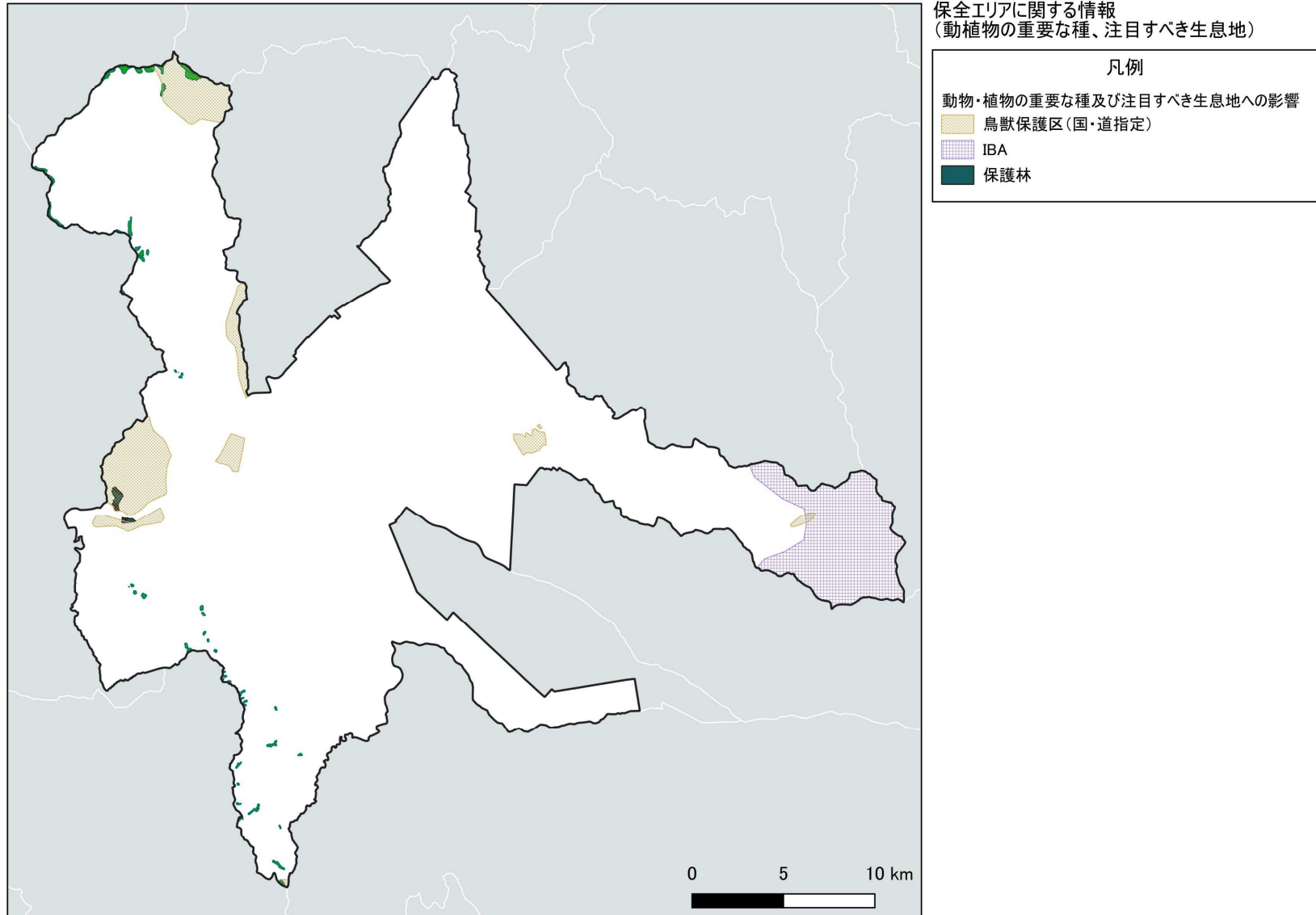
保全エリアに関する情報（土地の安定性）



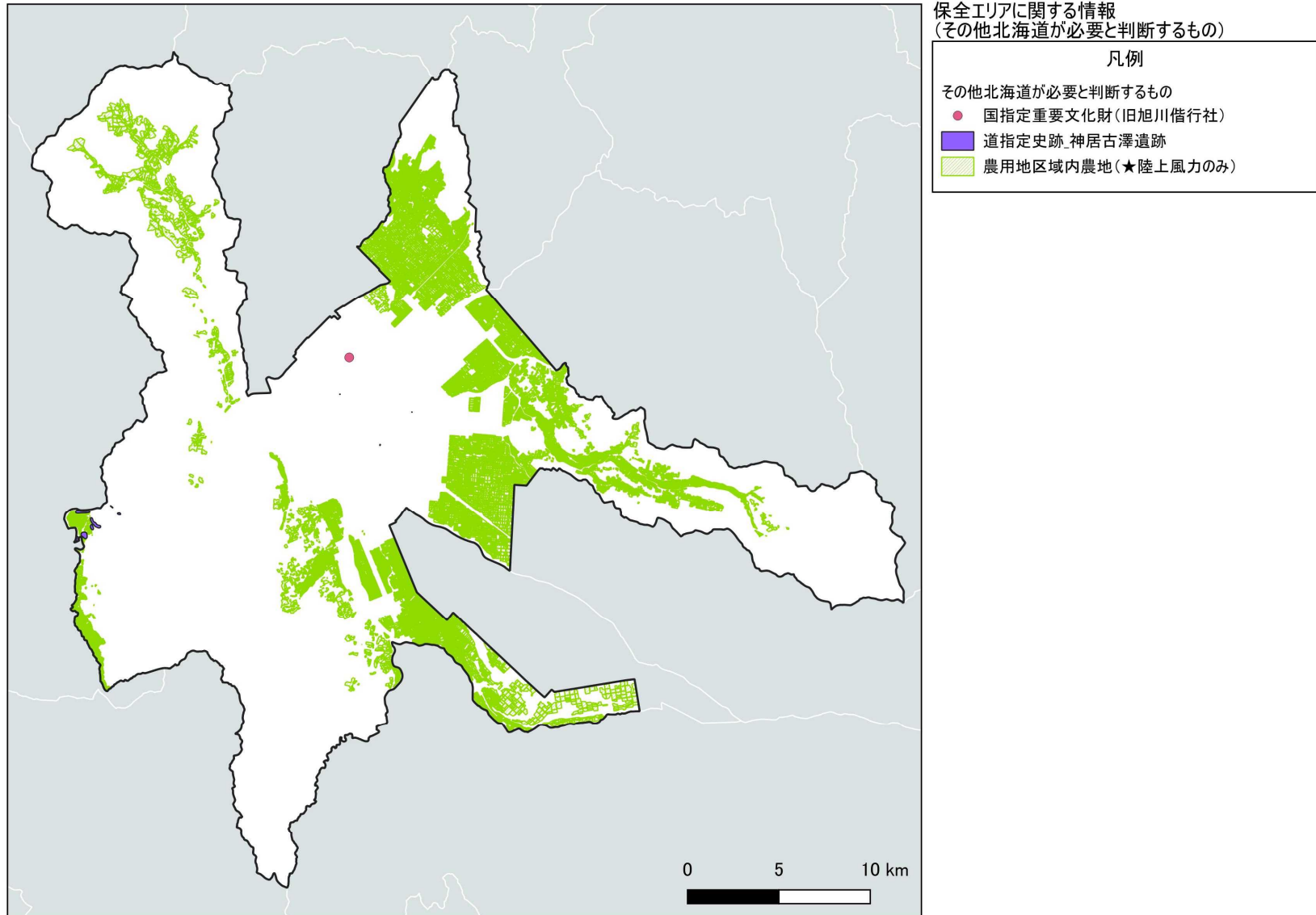
保全エリアに関する情報（土地の安定性）



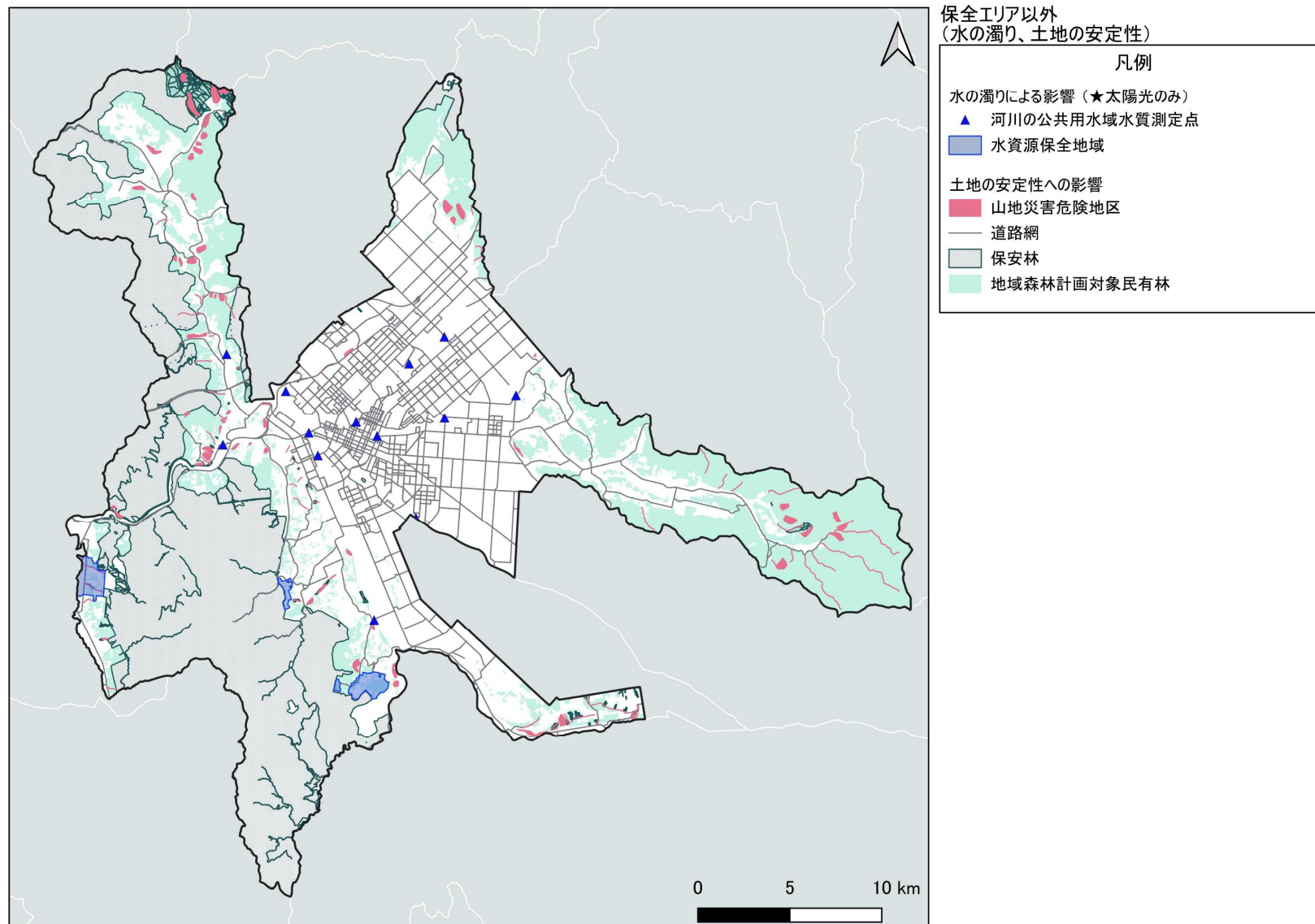
保全エリアに関する情報（動植物の重要な種、注目すべき生息地）



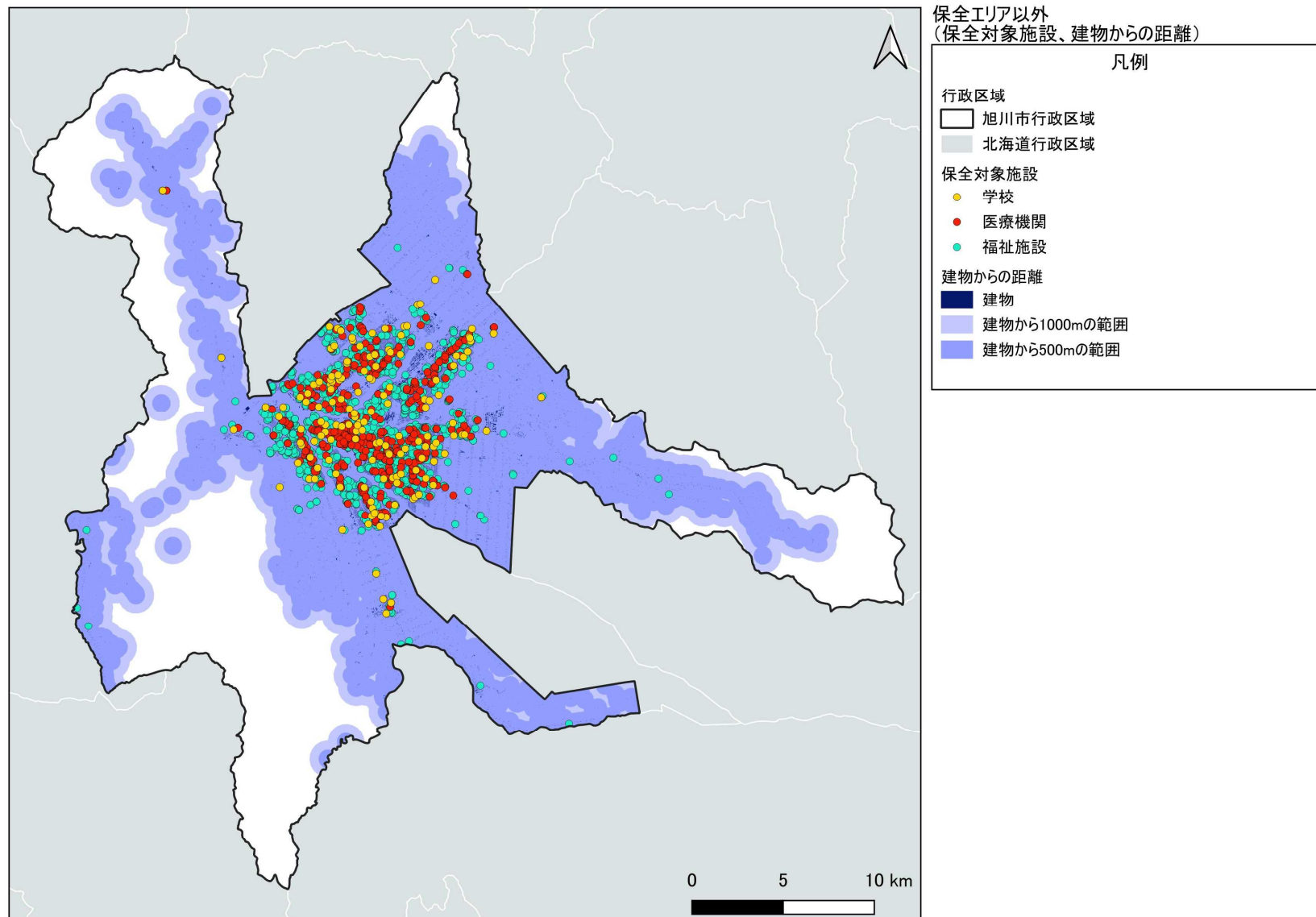
保全エリアに関する情報（その他北海道が必要と判断するもの）



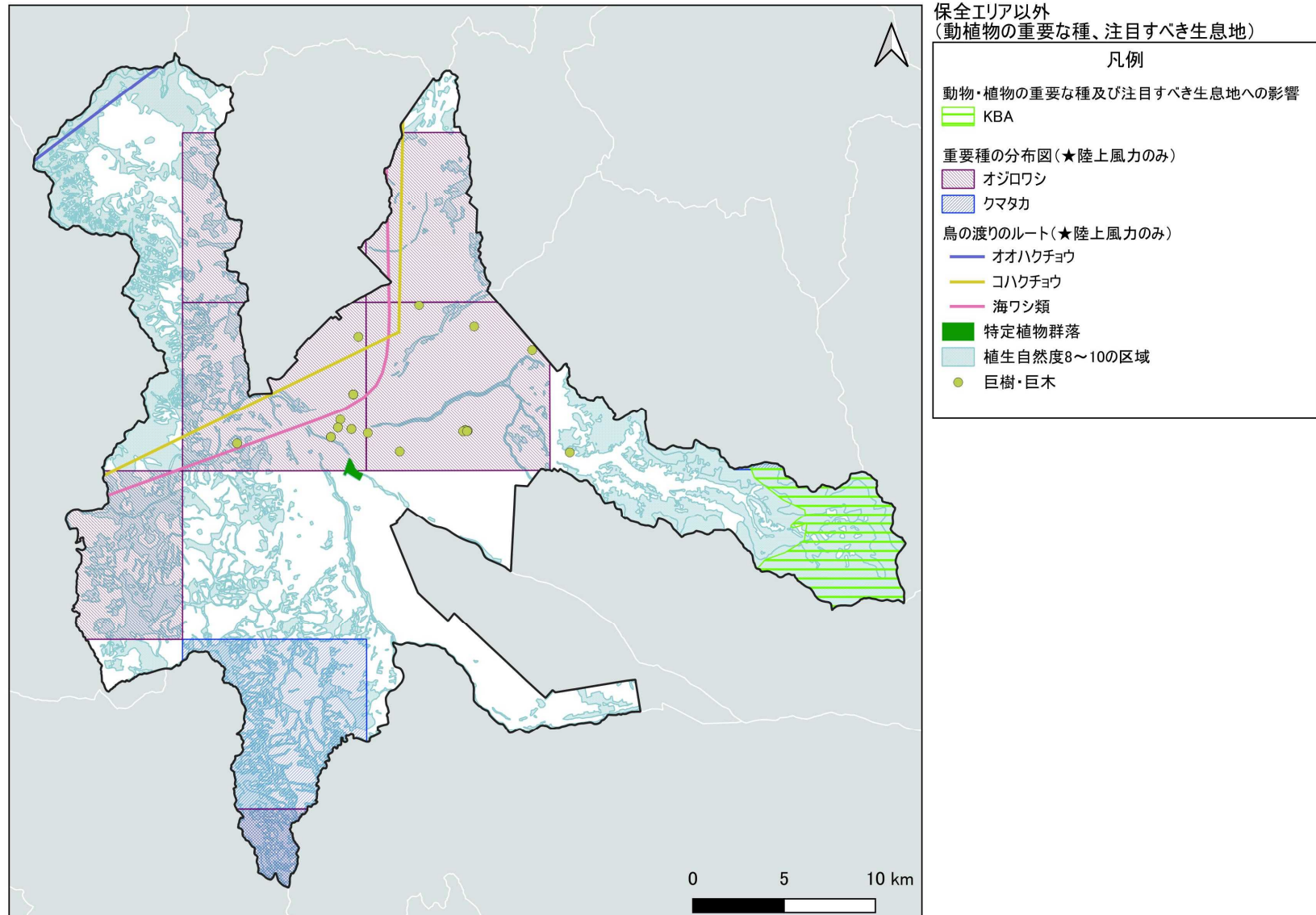
保全エリア以外に関する情報(水の濁り、土地の安定性)



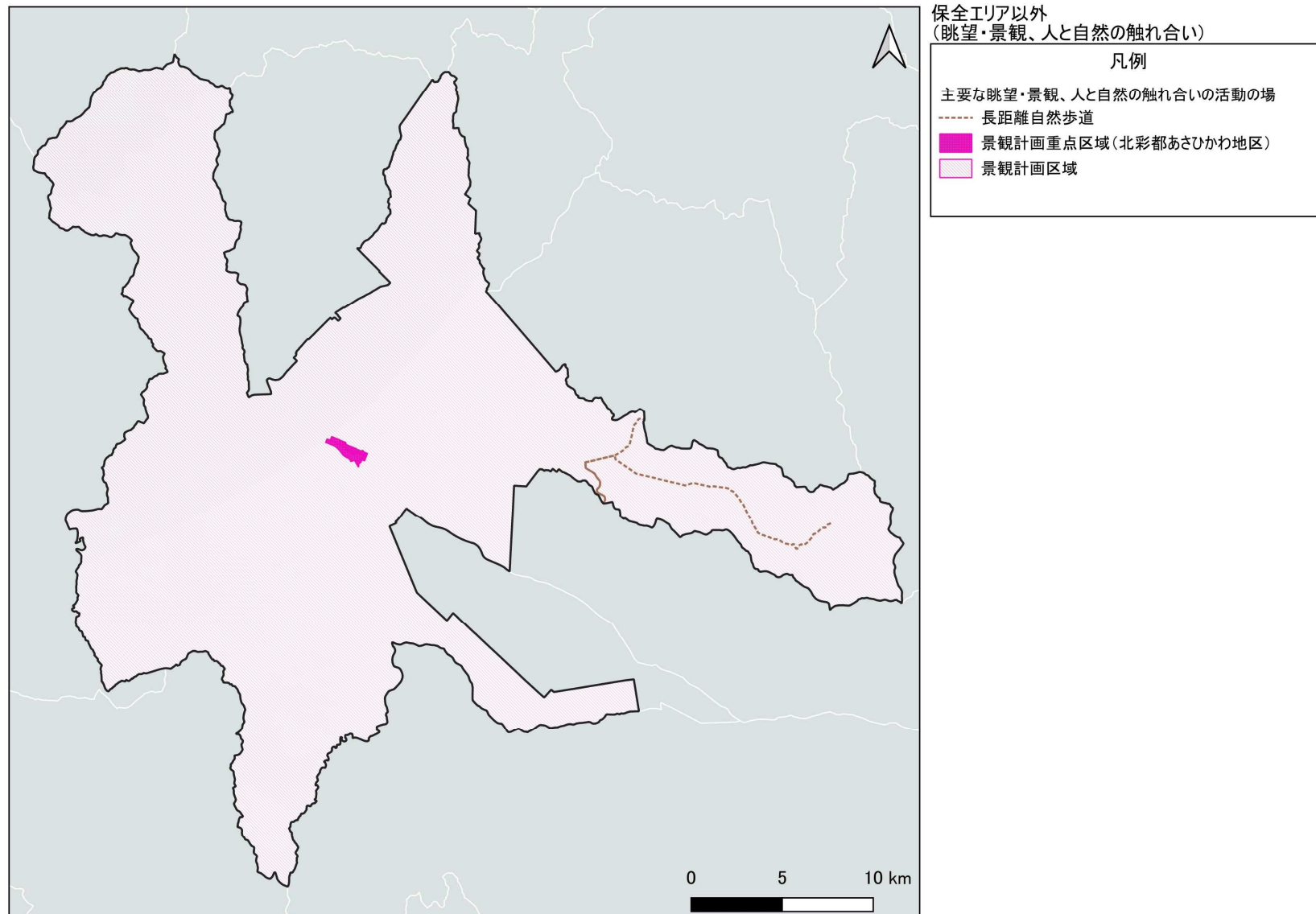
保全エリア以外に関する情報(保全対象施設、建物からの距離)



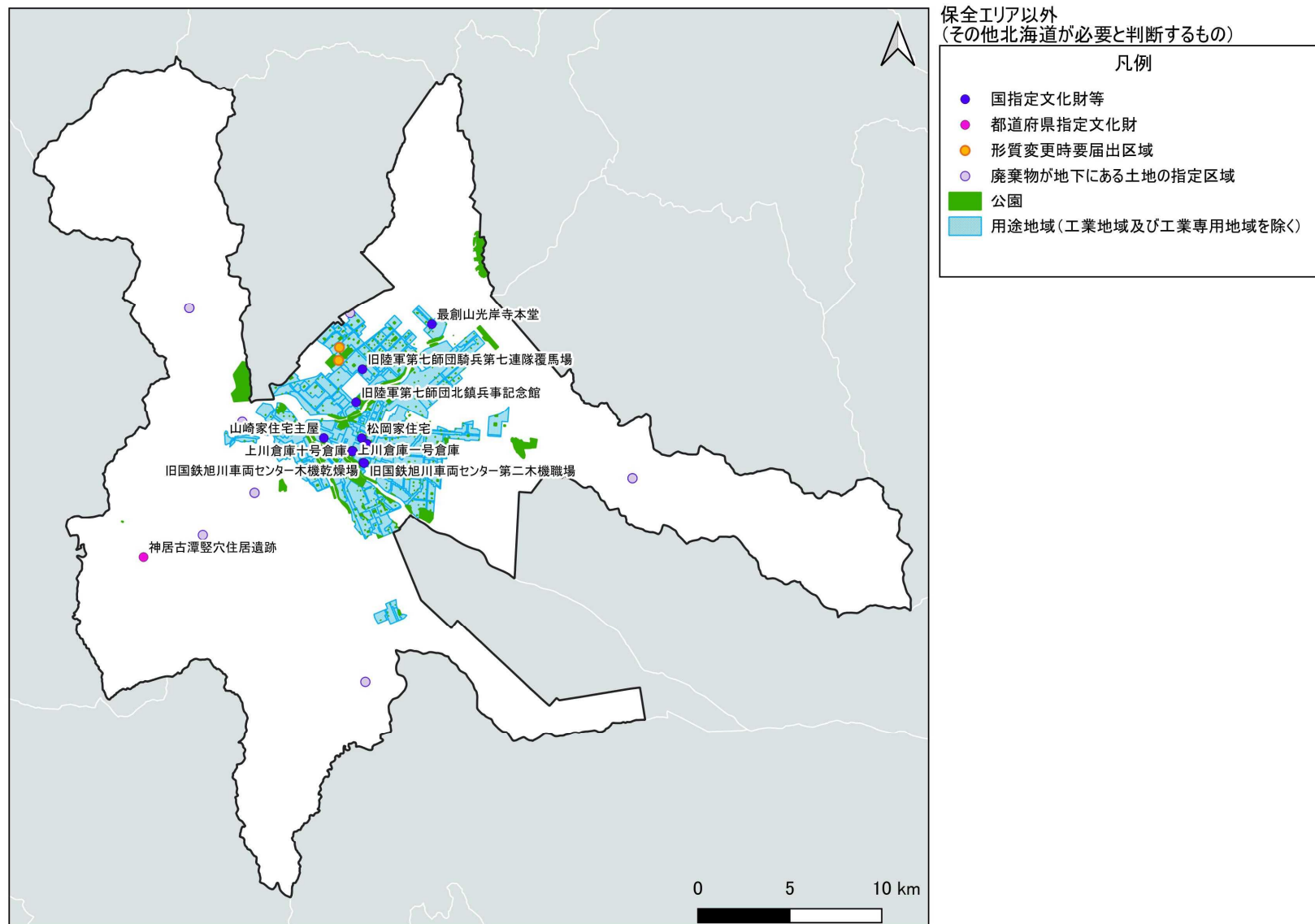
保全エリア以外に関する情報(動植物の重要な種、注目すべき生息地)



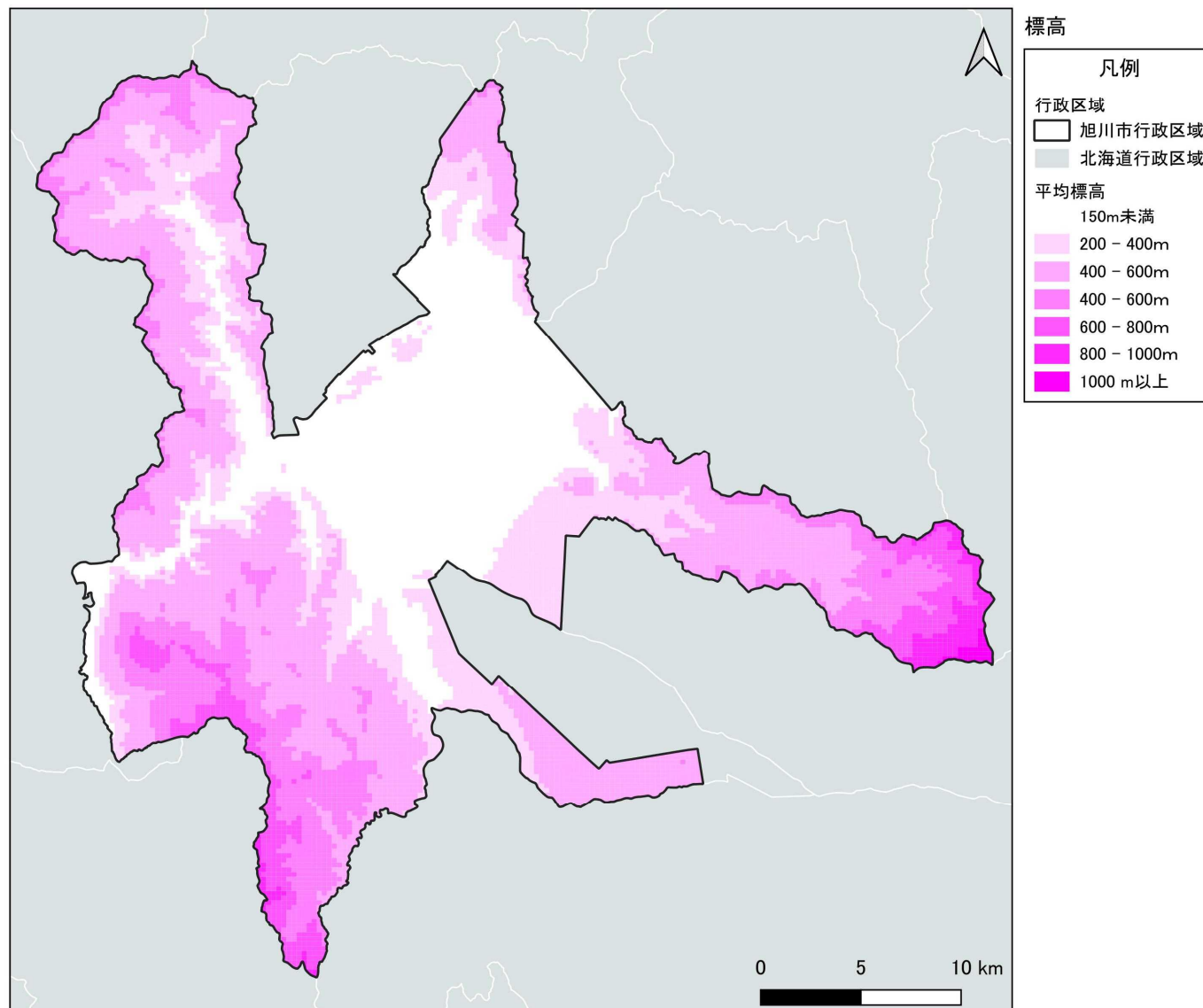
保全エリア以外に関する情報(眺望・景観、人と自然の触れ合い)



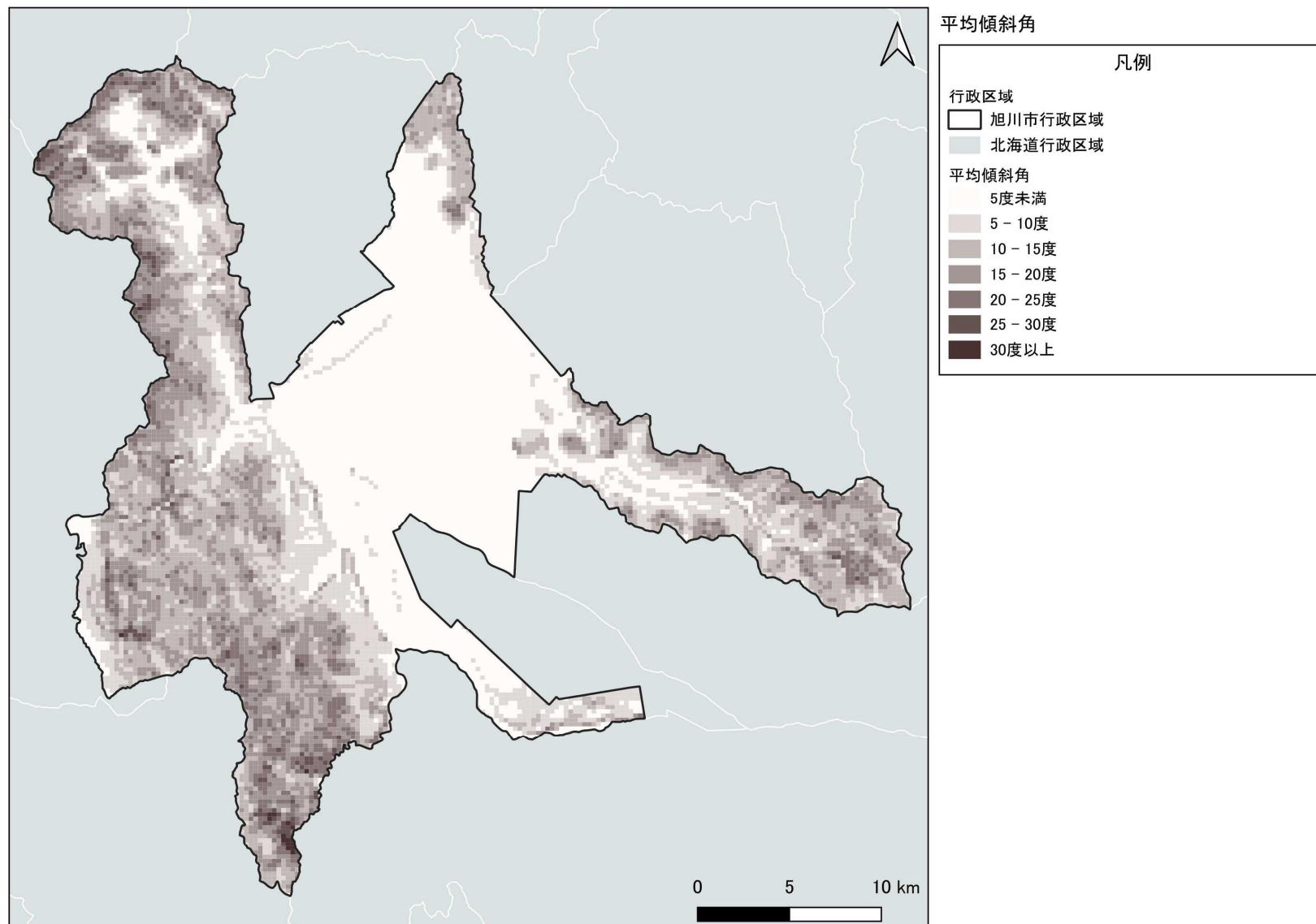
保全エリア以外に関する情報(その他北海道が必要と判断するもの)



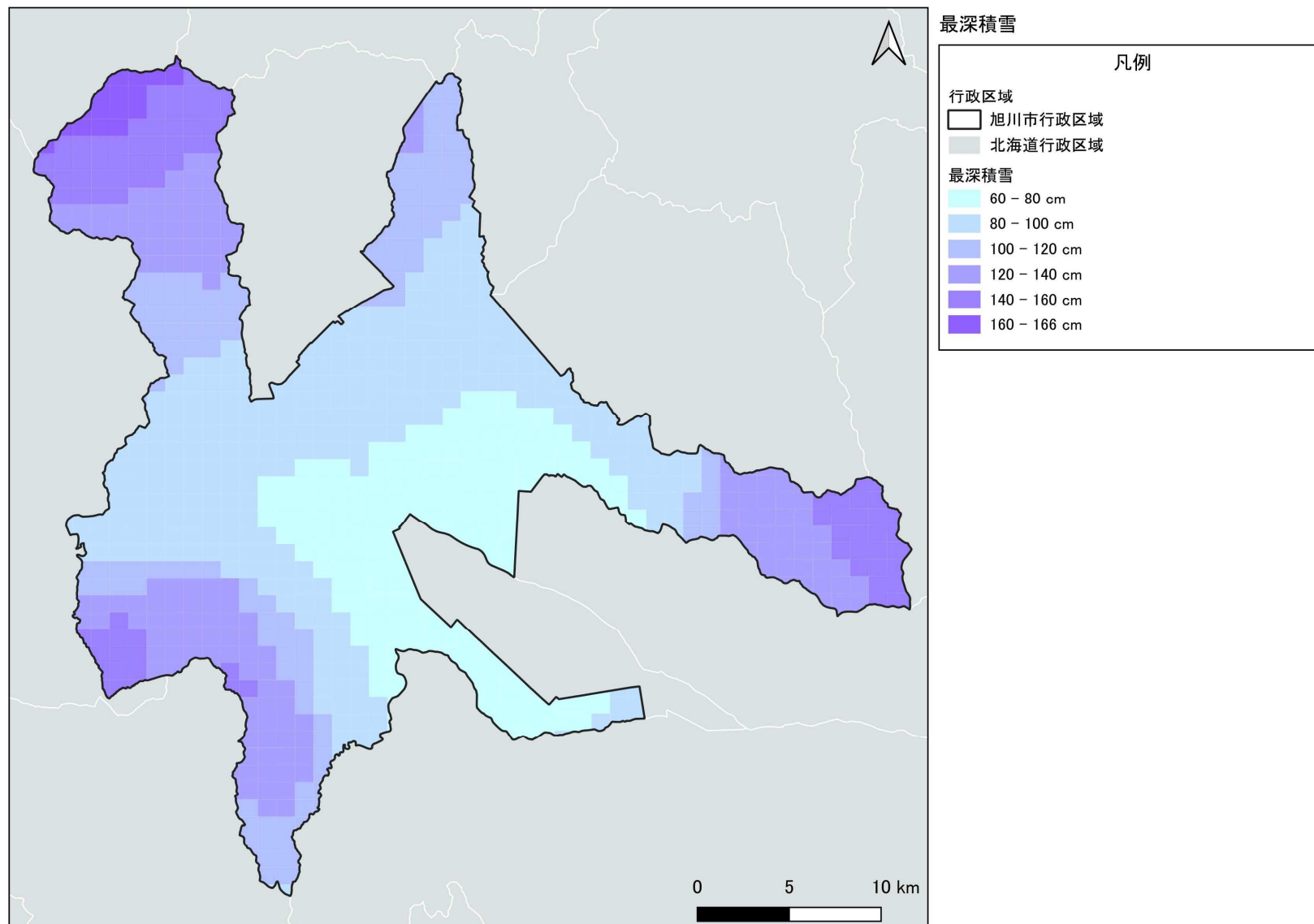
その他参考情報(標高)



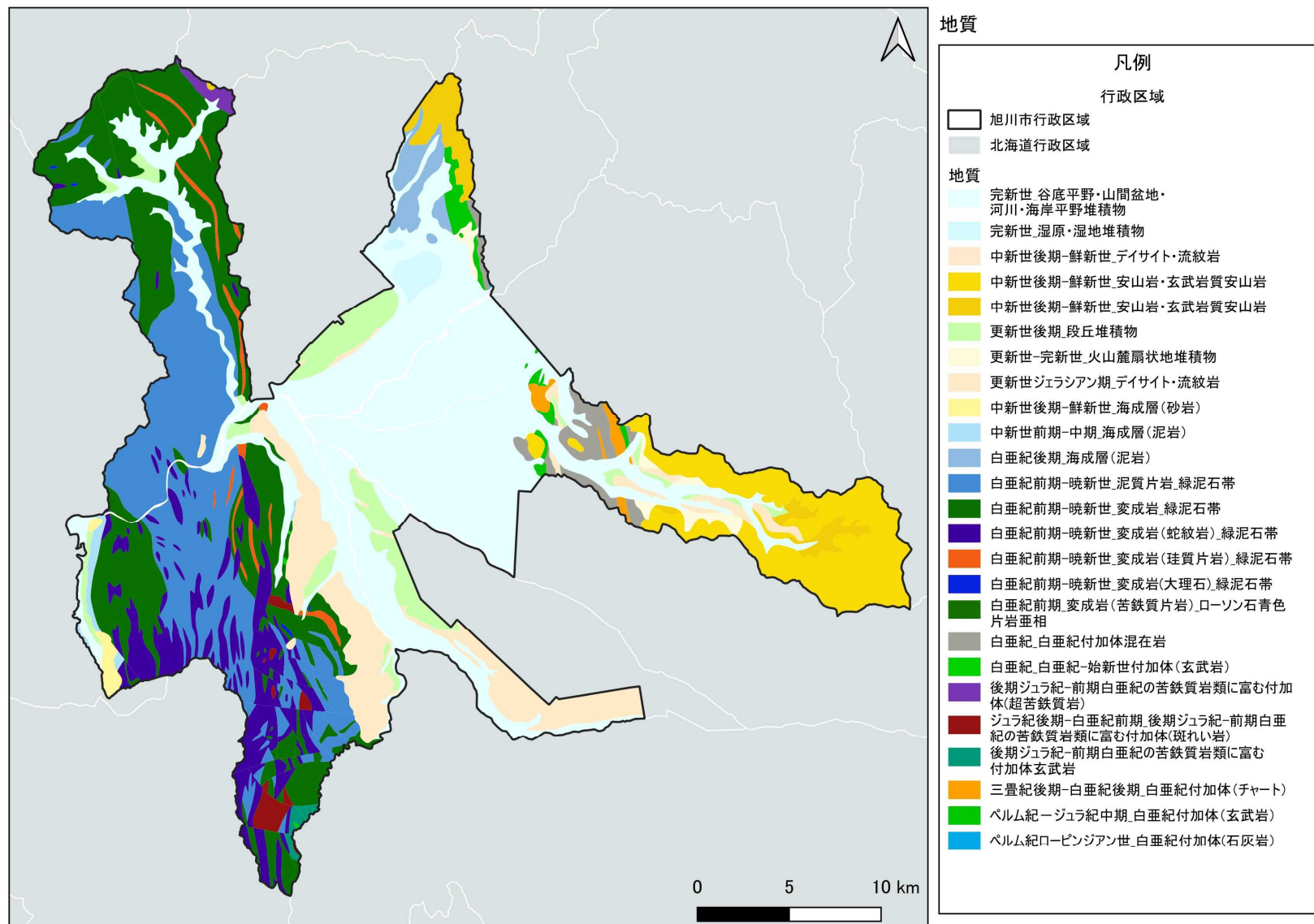
その他参考情報(傾斜)



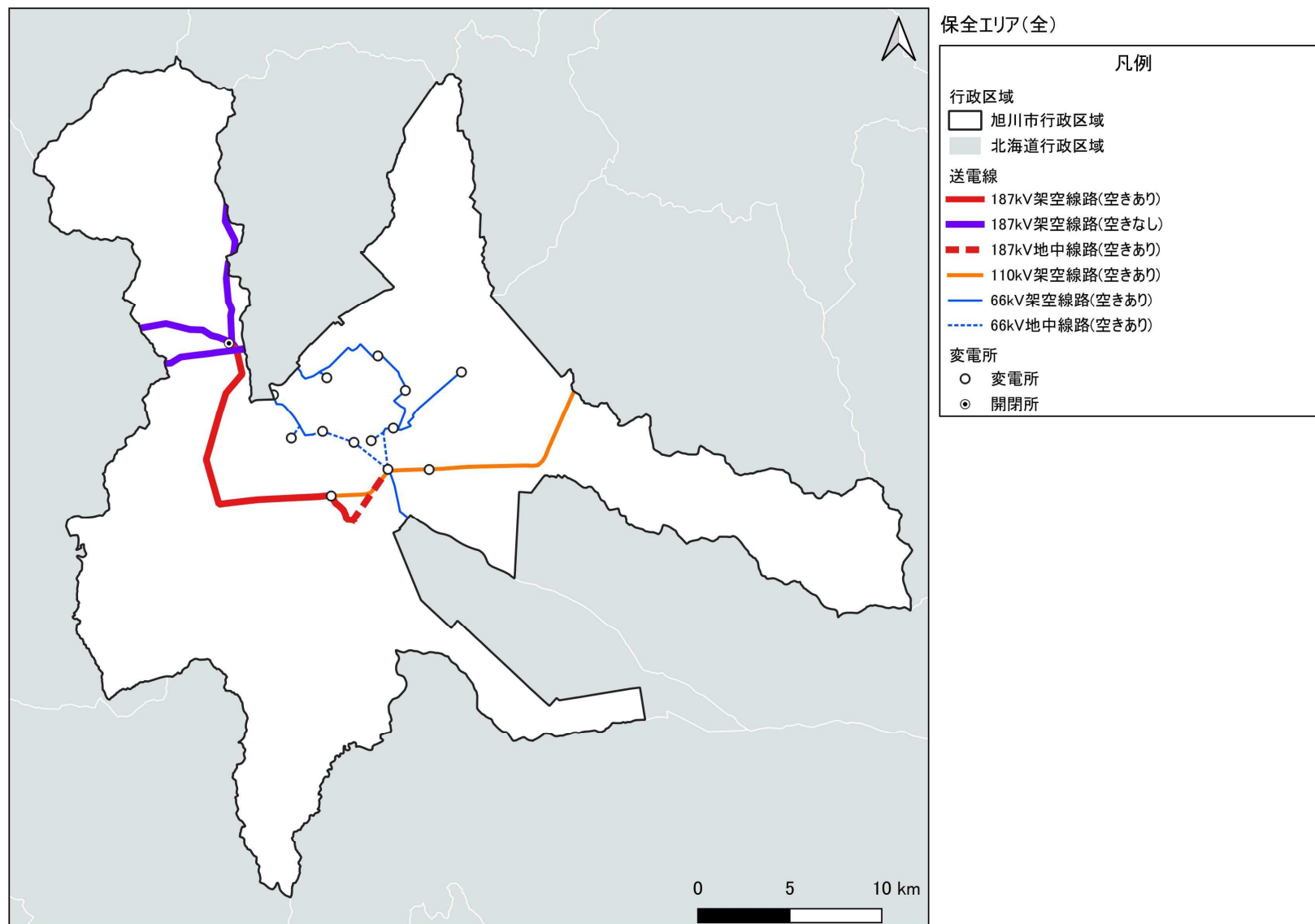
その他参考情報(最深積雪データ)



その他参考情報(地質データ)



その他参考情報(送電系統)



ゾーニング関連情報の整理(1/6)

ゾーニング 分類	区分	エリア名	根拠法令等	形状	データ入 手状況	出典	備考	太陽光	陸上 風力
保全エリア	土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法	面	○	北海道上川総合振興局提供データ		○	○
保全エリア	土地の安定性への影響	地すべり防止地域	地すべり防止法	面	○	国土数値情報		○	○
保全エリア	土地の安定性への影響	急傾斜地崩落危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	面	○	国土数値情報		○	○
保全エリア	土地の安定性への影響	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	面	○	国土数値情報		○	○
保全エリア	土地の安定性への影響	土砂災害警戒区域	同上	面	○	国土数値情報		○	○
保全エリア	土地の安定性への影響	河川区域	河川法	線	×	EADAS(河川ラインデータ)	地図データ化が困難	○	○
保全エリア	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	鳥獣保護区(国指定・道指定)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	面	○	国土数値情報		○	○
保全エリア	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響/ 植物の重要な種及び重要な群落への影響	保護林	保護林設定管理要領	面	○	国土数値情報		○	○
保全エリア	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響/ 植物の重要な種及び重要な群落への影響	IBA(Important Bird and Biodiversity Areas:重要野鳥生息地)	公益財団法人日本野鳥の会作成「IBA情報」	面	○	EADAS		○	○
保全エリア	地域を特徴づける生態系への影響	学術自然保護地区	北海道自然環境等保全条例	点、面	(提供依頼中)	北海道上川総合振興局提供データ(予定)	存在するか確認中	○	○
保全エリア	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	自然景観保護地区	同上	点、面	(提供依頼中)	北海道上川総合振興局提供データ(予定)	存在するか確認中	○	○
保全エリア	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	環境緑地保護地区	同上	点、面	(提供依頼中)	北海道上川総合振興局提供データ(予定)	存在するか確認中	○	○

ゾーニング関連情報の整理(2/6)

ゾーニング 分類	区分	エリア名	根拠法令等	形状	データ入 手状況	出典	備考	太陽光	陸上 風力
保全エリア	その他他北海道が必要と判断するもの(生活環境)	要措置区域	土壌汚染対策法	面	○	旭川市ホームページ掲載情報		○	○
保全エリア	その他他北海道が必要と判断するもの(歴史・文化資源)	国指定重要文化財	北海道文化財保護条例	点	○	文化庁文化財データベース		○	○
保全エリア	その他他北海道が必要と判断するもの(歴史・文化資源)	北海道指定史跡名勝天然記念物(区域が定められているものに限る)	北海道文化財保護条例	点	○	国土数値情報		○	○
保全エリア	その他他北海道が必要と判断するもの(農業)	農用地区域内農地(営農型太陽光発電を除く)	農業振興地域の整備に関する法律	面	○	国土数値情報、農水省筆ポリゴン			○
保全エリア	その他他北海道が必要と判断するもの(農業)	甲種農地(営農型太陽光発電を除く)	農地法	面	×		地図情報が存在しない		○
保全以外 エリア	水の濁りによる影響	水源保全地域	北海道水資源の保全に関する条例	面	○	北海道上川総合振興局ホームページ掲載情報		○	
保全以外 エリア	水の濁りによる影響	公共用水域の水質測定結果		点	×	EADAS	測定地点の点データであり、地図データ化が困難	○	
保全以外 エリア	重要な地形及び地質への影響	重要な地形・地質の状況		点、面	○	20万分の1シームレス地質図v2	精査必要	○	○
保全以外 エリア	土地の安定性への影響	保安林(国有林その他) ※	森林法	面	○	農林水産省データ、市提供データ		○	○
保全以外 エリア	土地の安定性への影響	地域森林計画対象民有林※	森林法	面	○	国土数値情報、市受領データ		○	○
保全以外 エリア	土地の安定性への影響	山地災害危険地区	北海道の調査により指定	面	○	北海道オープンデータポータル		○	○

※市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域は、道基準の「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」から除く。

ゾーニング関連情報の整理(3/6)

ゾーニング 分類	区分	エリア名	根拠法令等	形状	データ入 手状況	出典	備考	太陽光	陸上 風力
保全以外 エリア	土地の安定性への影響	道路区域	道路法	線	○	EADAS	一律のバッファを設定することが適切ではなく、また道路網すべてを地図データ化することは困難	○	○
保全以外 エリア	騒音による生活環境への影響	保全対象施設(学校・病院・福祉施設・住宅地等)		点、面	○	国土数値情報、基盤地図情報建物データ	道基準をもとに1kmのバッファを設定	○	○
保全以外 エリア	反射光による生活環境への影響(太陽光のみ)	保全対象施設(学校・病院・福祉施設・住宅地等)		点、面	○	国土数値情報、基盤地図情報建物データ	一律のバッファを設定することが適切ではないため、建物データを表示	○	
保全以外 エリア	影による影響(陸上風力のみ)	保全対象施設(学校・病院・福祉施設・住宅地等)		点、面	○	国土数値情報、基盤地図情報建物データ	風力発電のガイドラインを参考に、500mのバッファを設定(約100mの風力発電設備の5倍の距離を想定)		○
保全以外 エリア	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	動物の分布状況		点、面	×		地図データ化が困難なため、現地調査やヒアリングで把握	○	○
保全以外 エリア	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	KBA(Key Biodiversity Area: 生物多様性重要地域)	国際環境NGO コンサベーション・インターナショナル選定「KBA地域」	面	○	EADAS		○	○

ゾーニング関連情報の整理(4/6)

ゾーニング 分類	区分	エリア名	根拠法令等	形状	データ入 手状況	出典	備考	太陽光	陸上 風力
保全以外 エリア	動物の重要な種及び注目す べき生息地への影響	鳥の渡りのルート	環境省 風力発電にお ける鳥類のセンシティ ビティマップ	点	○	EADAS	一律のバッ ファを設定す ることが適切 ではないため 線として表示		○
保全以外 エリア	動物の重要な種及び注目す べき生息地への影響	鳥類の重要種の分布	同上	面	○	EADAS	データが二次 メッシュ (10km四方) で整備されて いるため、そ のままエリア 設定を行うこ とは困難。		○
保全以外エ リア	動物の重要な種及び注目す べき生息地への影響/ 植物の重要な種及び重要な 群落への影響	レッドリスト掲載種	環境省レッドデー タブック、北海道レッド データブック	—	×		地図情報がな いいため、現 地調査やヒア リングで把握	○	○
保全以外 エリア	動物の重要な種及び注目す べき生息地への影響/ 植物の重要な種及び重要な 群落への影響	指定希少野生動植物種		—	×		地図情報がな いいため、現 地調査やヒア リングで把握	○	○
保全以外 エリア	植物の重要な種及び重要な 群落への影響	特定植物群落	環境省 自然環境保全 基礎調査(植生自然度 調査)	面	○	環境省WEBGIS データ		○	○
保全以外 エリア	植物の重要な種及び重要な 群落への影響	植生自然度 10 の区域 ※	環境省 自然環境保全 基礎調査(植生自然度 調査)	面	○	環境省WEBGIS データ		○	○
保全以外 エリア	植物の重要な種及び重要な 群落への影響	植生自然度8・9の区域	同上	面	○	環境省WEBGIS データ		○	○
保全以外 エリア	植物の重要な種及び重要な 群落への影響	巨樹・巨木林	同上	点	○	環境省WEBGIS データ		○	○

※市町村が条例その他規程等に、再生可能エネルギー導入推進の観点から、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る許認可、届出、報告聴取などの手続に関する規定が定められている区域又は法第 22 条第1項に規定されている地方公共団体実行計画協議会において、再生可能エネルギーの導入についての合意形成が行われた区域は、道基準の「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」から除く。

ゾーニング関連情報の整理(5/6)

ゾーニング 分類	区分	エリア名	根拠法令等	形状	データ入 手状況	出典	備考	太陽光	陸上 風力
保全以外 エリア	主要な眺望点及び景観資源 並びに主要な眺望景観への 影響/ 主要な人と自然との触れ合 いの活動の場への影響	長距離自然歩道		線	○	EADASよりトレース	一律のバッ ファを設定す ることが適切 ではないため 線として表示		○
保全以外 エリア	主要な眺望点及び景観資源 並びに主要な眺望景観への 影響/	景観計画重点区域	景観法	面	○	旭川市ホームペー ジ掲載情報	景観区域は市 域全域となる	○	○
保全以外 エリア	その他他北海道が必要と判 断するもの(生活環境の保 全)	公園	都市公園法	面	○	市提供データ		○	○
保全以外 エリア	その他他北海道が必要と判 断するもの(生活環境の保 全)	下水道		線	○	市提供データ		○	○
保全以外 エリア	その他他北海道が必要と判 断するもの(生活環境の保 全)	都市計画区域の用途地 域(工業地域及び工業専 用地域を除く)	都市計画法	面	○	国土数値情報		○	○
保全以外 エリア	その他他北海道が必要と判 断するもの(生活環境の保 全)	形質変更時要届出区域	土壌汚染対策法	点	○	旭川市ホームペー ジ掲載情報	一律のバッ ファを設定す ることが適切 ではないため 線として表示	○	○
保全以外 エリア	その他他北海道が必要と判 断するもの(生活環境の保 全)	廃棄物が地下にある土 地に係る指定区域	廃棄物処理法	点	○	旭川市ホームペー ジ掲載情報	一律のバッ ファを設定す ることが適切 ではないため 線として表示	○	○

ゾーニング関連情報の整理(6/6)

ゾーニング 分類	区分	エリア名	根拠法令等	形状	データ入 手状況	出典	備考	太陽光	陸上 風力
保全以外 エリア	その他他北海道が必要と判断するもの(歴史・文化資源の保全)	国指定文化財(重要文化財を除く)	文化財保護法	点	○	文化庁文化財データベース	一律のバッファを設定することが適切ではないため線として表示	○	○
保全以外 エリア	その他他北海道が必要と判断するもの(歴史・文化資源の保全)	北海道指定文化財(有形文化財を除く)	北海道文化財保護条例	点	○	国土数値情報	一律のバッファを設定することが適切ではないため線として表示	○	○
保全以外 エリア	その他他北海道が必要と判断するもの(歴史・文化資源の保全)	記念保護樹木	北海道自然環境等保全条例	点	○	記念保護樹木一覧表	一律のバッファを設定することが適切ではないため線として表示	○	○
保全以外 エリア	その他他北海道が必要と判断するもの(農地の保全)	第1種農地(農用地区域内)	農地法	面	(提供依頼中)	農業委員会提供データ(予定)		○	○
保全以外 エリア	市が独自に判断するもの(土地の安全性)	特定盛土等規制区域	宅地造成及び特定盛土等規制法	面	○	市提供データ		○	○
保全以外 エリア	市が独自に判断するもの(社会調整が必要な事項)	雪捨て場	旭川市雪対策基本条例	点	○	市提供データ	一律のバッファを設定することが適切ではないため線として表示	○	○
保全以外 エリア	市が独自に判断するもの(社会調整が必要な事項)	伝搬障害防止区域	電波法	線	照会中	総務省伝搬障害防止区域図縦覧システム			○
保全以外 エリア	市が独自に判断するもの(社会調整が必要な事項)	制限表面	航空法	面	○	旭川空港ホームページ掲載情報			○
保全以外 エリア	市が独自に判断するもの(重要な地形及び地質)	自然景観資源(地質、自然景観)	環境省第3回自然景観資源調査(自然環境情報図)	点	○	国土数値情報		○	○